
平成20年 第2回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成20年6月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成20年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 久保 博義君
19番 小野二三人君	20番 吉村 幸治君
21番 工藤 安雄君	22番 生野 征平君
23番 山村 博司君	24番 後藤 憲次君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

欠席議員(1名)

13番 佐藤 正君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	秋吉 洋一君
教育長	二宮 政人君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
行財政改革課長	相馬 尊重君	財政課長	長谷川澄男君
税務課長	飯倉 敏雄君	会計管理者	米野 啓治君
産業建設部長	荻 孝良君	農政課長	河野 隆義君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	福祉対策課長	加藤 康男君
子育て支援課長	宮崎 直美君	寿楽苑長	菅 正憲君
健康増進課長	秋吉 敏雄君	保険課長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
湯布院地域振興課長	古長 雅典君	教育次長	高田 英二君
教育総務課長	河野 真一君	学校教育課長	秋篠 義隆君
生涯学習課長	二宮 正男君	消防長職務代理者	浦田 政秀君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。佐藤正議員から、所用のため欠席届が出ておりますので、許可をいたしました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

執行部から議案の訂正の申し出があり、許可しておりますので、説明を求めます。

○税務課長（飯倉 敏雄君） おはようございます。税務課長でございます。大変申しわけございません。今回、訂正箇所5枚にわたってございます。議員さんの手元に届いておると思っています。

条文の訂正がございまして、9ページ、今、最初にお渡しした箇所なんですけども、上から3行目でございます。附則第6条第3項中「昭和32年法律第26号」を削るということでございます。大変申しわけない。これは「削る」じゃなくして、生かしておかないといけないものを削ってしまいました。大変申しわけございません。

次に、現行改正案でございます。これの23ページでございます。今、条文の附則の第6条の分を生かすということでございますので、ここに法律根拠を載せました。

次に、24ページ、次のページでございますけども、7条の3でございます。次の25ページの7条の3の第2項でございます。これは単純なミスでございますして、「2条」でございましたけども、実際は「3条」でございます。申しわけございません。よろしく願いをいたします。

○議長（三重野精二君） 以上、説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

一般質問

○議長（三重野精二君） なければ、これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また、節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、7番、溝口泰章君の質問を許します。

○議員（7番 溝口 泰章君） おはようございます。7番、溝口泰章です。議長の発言許可をいただきましたので、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

きょうか、明日いよいよ梅雨入りとなりそうな天気予報でございますけれども、来るときにもアジサイの薄い水色とか紅色がこれから鮮やかになるんだろうなというふうに思いながらこの挾間町までやってまいりました。

梅雨という、どうしても何かじとじとして湿気が嫌だとかいうマイナスイメージがあるんですけども、雨の中でぴちっと真っすぐに立っているアヤメとか、時々庭で梅を見ますと何となくいい香りが漂ってくる、そんな時期でもございますので、目から鼻からアロマセラピーじゃないんですけども、心が落ち着くということも雨を眺めながら感じるがございます。

しかしながらこの雨を楽しんでいるわけにもいかないようなことで、きのうないきなり職員の横領事件が報告されまして、びっくりすると同時に本当に極めて残念な気持ちになりました。

明日の議案質疑でこの件に関してはさまざまな質問とか苦言とか提案とか噴出することと存じます。きちんとした再発防止策とチェック機能を構築して、職員の倫理を確立するために全力を注がれるよう強く要望するところでございます。

今議会における私の質問は大きく3点にわたっております。最初に、行財政改革についてでございます。

平成17年の10月に合併して以降、新市の行財政改革大綱が18年11月にまとめ上げられました。大きな項目で財政の健全化、そして、組織の見直しと職員管理の適正化、また、3つ目

に事務事業の整理見直し、4つ目が民間活力の導入、そして5つ目が住民参加の推進という5本の大きな基本理念のもとで行財政改革を実施し、平成22年までがその計画期間となっております。

今ちょうどこの計画期間の折り返しを迎えて、市長は御自身で、この改革の5分野について現時点における成果をどのように自己評価なさっているのか最初にお伺いします。

また、5項目にわたる当初の計画はタイムスケジュールに沿って実施されてきているのか。当然、予定は未定と言われるように計画は思うとおりにはいかないものですが、5項目にわたる計画の具体的な見直しや修正はどのように行い、今後どのような方向性や姿勢で臨んでいくのかお伺いします。

第2点目は、小規模集落についての由布市の取り組みに関してです。昨日の同僚議員の質問と重なるテーマでの質問となりますが、重複を避けて質問をしたいと考えています。よろしく御答弁をいただきたいと存じます。

県が設置した小規模集落対策本部の内容と、由布市がどのようにそれに連携していくのかをお教え願いたいと存じます。

由布市がこの小規模集落の実態を既に把握していれば、その内容とともに今後の推移について、市としての取り組みの見通しについて具体的にお伺いしたいと思います。

また、市独自で取り組むということをお考えなら、その具体的な施策についてお聞かせください。

大きな3つ目は、教育長にお伺いいたします。由布市立小学校の規模適正化推進計画において、児童10名以下の第1期対象校の4校を平成20年から22年にかけて早急に推進するとして、この3月に石城西部小学校が廃校になったところです。

また、第1期計画が平成22年に終了した後、複式学級を有する小学校5校を対象に今度は早急ではなく、早期に推進するという第2期計画が用意されております。

計画の目標となる適正規模についての具体的な要件についてとともに、第1期計画の終了する22年までのこれからの具体的なスケジュールはどうなっているのか、そして、その後の第2期計画を含めて由布市の小学校の適正規模を追及した結果がどのような最終目標となって構想されているのか。

この件に関しましては、以前1年前のこの6月議会でございますけれども、一般質問でお伺いしましたけれども、どうもまだ明確なお答えをいただけていないままいておりますので、再度この件に関して質問をさせていただきます。

由布市の小学校の規模適正化に関する最終的なビジョンというものが一体どのようなものなのか、これをどういうふうに掲げておられるのかお伺いしたいと存じます。

この大きく3点にわたって質問いたします。簡便で明確な御答弁をお願いいたします。また、必要によりましてはこの席で再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。きのうは職員の不祥事で、皆さん方には大変な御心配、御迷惑かけたことを、またこの席からもおわび申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、7番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の行財政改革の成果に対する認識についてでございますが、まず、行財政改革の成果について、現段階でどのように自己評価をしているのかということでございますが、行財政改革につきましても、18年度、19年度の2カ年が経過したところでございます。

19年度につきましても、これから細かな分析・調査を行うところでございまして、まだ正確な評価はできておりませんが、現段階ではおおむね実施計画に基づく見直し等が行われ、確実に行財政改革が進んでいるものと判断しております。今後とも引き続き実施計画の完全実施に向けて努力していかねばならないと考えております。

次に、5項目にわたる実施状況でございますけれども、財政の健全化、組織の見直しと人件費の抑制、事務事業の見直しにつきましては、この2年間はおおむね計画どおり進捗しております。18年度の決算審査意見書でも述べられておりますように、一定の成果も見られ、財政的にも健全化の方向に向かっているものと判断しております。

また、民間活力の導入につきましては、これまで自治公民館を含めて43の施設について指定管理者制度を導入することができました。残された施設につきましては、導入期間が計画どおりに実施できておりませんが、利用者など関係者と協議を重ねた結果でございまして、これからも関係者の十分な理解を得た上で実施してまいりたいと考えております。

さらに、住民参加の推進につきましては、合併当初から住民が主役の行政運営を目指して、住民との協働のまちづくりを訴えてまいりました。議会にも上程しております住民自治基本条例を初め、パブリックコメント制度の導入や地域の底力再生事業の展開など、一步一步ではありますが、着実に住民との協働が進んでいることを実感しております。

次に、今後の見直しや修正などの対応をどのような姿勢で臨もうとしているのかということでございます。行財政改革プランを策定し、取り組みを始めてからわずか2年でございますが、この間、障害者福祉制度や後期高齢者医療制度が改正されたことなどにより、予算編成そのものが平成18年度から大きく変わってきていることから、今年度、実施計画を一部見直したいと考えております。

この見直しに際しましては、18年度、19年度の決算状況を反映させるとともに、これまで

の取り組みで関係者の皆さんと協議してきたことを十分に計画に反映させ、より実効性のある実施計画になるよう臨みたいと考えております。

次に、小規模集落への取り組みと今後のビジョンについてお答えをいたします。

まず1点目、県の対策本部の内容についてでございますが、4月23日、小規模集落の維持、活性化に向け県と市町村が連携して取り組むことを目的に大分県小規模集落対策本部が設置されました。構成は、市町村長及び知事を初めとして知事部局の各部長、各振興局長並びに教育長及び県警本部長でございます。

対策本部に振興局単位で自治会、商工会、農協、社協など各種団体関係者を含む地域対策会議が設置され、幅広い解決に向けた取り組みを目指しております。

同日開催されました対策本部会議では、各市町村長からさまざまな問題と取り組みについて発言がございました。今後、地域対策会議を中心に調査・分析を行い、県としての方向づけを明確にしていく予定にしております。

次に、2点目、実態把握と今後の予測についてでございますが、住民基本台帳のデータをもとに自治区別・年齢別状況を集計し高齢化率を求めています。現在60歳以上が50%を超える自治区は5自治区でございますが、40%以上の自治区が既に40近く存在することから、今後増加していくものと予想しております。

昨年、県が32集落についてサンプル世帯を対象に、現状の課題を中心とした訪問聞き取り調査を行っておりますが、その集約によりますと、鳥獣被害、耕作放棄地の増大、生活道の維持管理、交通手段の確保などが上げられております。地域によって問題点はさまざまありますので、実態を的確に把握するように努めてまいりたいと思います。

最後に、対策と支援についてでございますが、現在、県と共同で実態調査に取り組んでおりますので、詳細な調査と十分な分析を行い、それぞれの地域の実情に沿った対応策を講じてまいりたいと考えております。

具体的な方策と言えるかどうかわかりませんが、集落間の相互支援の可能性を模索するためにも、現在実施しております地域の底力再生事業を活用して、新たなコミュニティの構築にも取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 7番、溝口泰章議員の3番目の質問の小学校の適正規模化推進計画の方向性についてお答えをいたします。

まず、1点目の「適正規模とは具体的にどのようなことを指しているのか、その要件は」についてお答えをいたします。

学校教育におきましては、子どもたちに対して十分な教育効果を上げることができる適正な教育環境が必要でございます。その適正な教育環境といたしましては、学校施設や教員数、教材・教具等の十分な整備が必要でありますし、また、学校は子どもたちが学習集団、生活集団として互いに切磋琢磨して成長していく場であることから、適正な規模の集団が必要であります。

このため、適正規模につきましては、教育効果を十分に高められるという観点から、一般的には、小学校におきましては学年2学級から3学級の全校12学級以上18学級以下が理想的な学級規模と考えられております。

由布市におきましては、由布市教育問題検討委員会から、教育の状況などの地域の実情を十分に踏まえ、最低1学年1学級以上を構成できることが適切な学校規模であるという答申を受けておりまして、その基本的な考え方、答申に基づいて策定されました由布市小学校適正化推進計画に従って現在取り組んでおるところでございます。

次に、2点目の第1期推進計画の具体的なスケジュールについてでございますが、適正化推進計画の第1期では、適正規模化の対象校であります複式学級を有する学校9校のうち、全校児童が10人以下の4校につきまして、早急に適正化の推進を行う必要があることから、今後3年間程度で統廃合を進めてまいることといたしております。

2期推進計画を含めまして、対象校に対しまして昨年度から保護者を初め地域の方々に対する説明会を三、四回程度開催いたしまして、具体的な統廃合の方向について協議を重ねておるところでございます。

次に、3点目の第2期計画を含めた由布市の小学校のあり方に関する最終的なビジョンをどのように立ち上げているのかにつきましてお答えをいたします。

2期計画につきましては、対象校5校に対しまして早期に適正化を推進する必要があることから、1期計画終了後3年間程度で統廃合に取り組むことといたしております。

2期計画につきましては、これまでの対象校に対します説明会を踏まえまして、校舎の耐震や改築・新築等も視野に入れなければならないこともあることから、本年度中に市当局を含めたプロジェクトチームの中で検討をいたしまして、その方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） それでは、再質問をさせていただきます。質問順序がずれて申しわけございません。質問の内容は変わらないんですけど、ちょっと順序を変えて、最初に小規模集落について、そして、その次に小学校の規模適正化について、そして行財政改革というふうに順番が変わるかと思存しますが、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、小規模集落の対策についてお伺いしますが、小規模集落については、別名で限界集落と

いうふうな名前がつけられておまして、長野大学の長野先生ですか、社会学者の造語ということでございますけれども、この限界を超えてしますと集落がなくなる、いわゆる集落の消滅という段階に至るというふうな考えのもとで限界集落という一定のラインを引いたというふうに理解しておりますけれども。

要は65歳以上の高齢者が地域住民の半数を超えて、集落の相互扶助機能とか、あるいは共同体の維持と言う機能が維持するに困難を生じてきたというふうな意味合いで使われておりますけれども。

何かこの限界集落という名前が、今ちょうど問題になっております後期高齢者医療制度の反発を買っているような、対象者、ここでは部落、集落になりますけれども、そういう方々に対して差別的なイントネーションを私受けるんですけれども、失礼なことだなというふうなイントネーション、感じを受けるんですけれども、市長、どんな感じを受けられます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 限界集落という言葉聞いたときに、本当これで終わりになってしまうというような、何と申しますか、絶望感を与える言葉ではないかなというふうには思っております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 私も本当にそのように感じております。

県は、新聞などになりますと、小規模集落、いわゆる限界集落だというふうに道義的に並べておるんですけれども、やはり行政である県はしっかりとその辺はわきまえていらっしゃって、決して限界集落という名前を使っておりません。小規模集落というふうな表現に統一しておりますので。

今度、対策本部で県に市長いらっしゃること多々あると思うんですけれども、その辺を県を通じて、あるいは市長が呼びかけて、マスメディアに対して「そういう表現というのは適切ではないから、これからは限界集落という差別・区別的な言葉は使わないように」というふうな要請をしていただきたいと思いますけれども、可能でしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） やります。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ありがたいですね。きょうは何か気持ちが最初からよくなりました。

小規模集落対策のこの内容に関してですけれども、知事がトップに立って、県の幹部と、そして市町村の長、そして担当職員というふうに構成されて、その下部組織として地域対策会議が県

の6振興局のもとで開かれるというふうに理解しておるんですけども、市長はこの小規模集落対策本部とともに地域対策会議にも出席なさるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長です。かわりまして答弁させていただきます。

市長は、地域対策会議の方には出席いたしません。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） では、小規模集落対策本部、県単位、県で開催される会議においての検討に期待するところがございますけれども、振興局単位の対策会議は、第一段階でまず対象集落を含んだ地域を市町村で選んで対策を実行して、今年度末にその効果を検証して、その検証に基づいて他の地域での対策に取り組んでいくというふうな予定を伺っているんですけども、この選定を由布市でどこか集落がもうピックアップされているんですか。これは市長でも総合政策課長でも。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えをいたします。

由布市におきましては、いわゆる50%以上を超えております集落が5つございます。その5つの自治区につきましては、奥江、日ケ暮、伊小野、山口、上津々良と湯布院町に2、庄内町に2、挾間町に1ございます。

現在、県でモデル的に調査を実施しようということで、市内におきまして奥江自治区が高齢者率が65.12%と極端に高い自治区になっております。そういったことから、今回の県のモデル調査として奥江自治区の方を予定をいたしております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） では、その内容というのは奥江地区を今年度いっぱい調査した上で施策を実施、そして、その結果どのようなアクションがあるのかを確認して、ほかの5つの由布市内の対象集落に同じようにその施策を適用していくというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えいたします。

先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、それぞれの自治区で抱えている問題点というのはやっぱり若干異なっております。そういったことで、今回の調査を実施した上ですべてに適用できるかどうかわかりません。共通する課題については、ほかの自治区も実施していかないと、モデルだけの地区をやるのでは何も意味がございませんので、共通事項についてはまずそういう取り組みを波及させたいと。

それから、個別の問題については今後の課題になると思いますが、それぞれの地域の実情に合った対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 私も情報を集めたところが、県の支援内容というのは4つほど確認したんですが、まだたくさんあったんですけども、商工会で対象集落に日常の消耗品を宅配で配っていく、その支援と、県が支援するんだということ、そして、耕作放棄地など対象に、また、放棄してなくとも住民が耕作するに不可能な状況に陥ったところに、集落営農組織による出張支援ということを県が支援すると。

そして、本当に最近富にふえてきている鳥獣被害対策に関してアドバイザーを育成するということで、その対象集落内の鳥獣捕獲、あるいは駆除のプロを育成してくれるということに対しての支援、そして、その鳥獣を捕獲したら報奨金を提供するという支援などがありましたので。

これは、この4つだけの組み合わせで、商工会の宅配事業はちょっとおいておきますと、集落営農集団が耕作の支援をして、その手当というのは県が補償するということですので、それだけに限らず鳥獣被害に関しても集落営農集団、これはどこから来ていただくかというのはおいておきましても、近いのが一番いいんでしょうけれども、支援に駆けつけることはできますので、そこに鳥獣被害の捕獲プロなどがいらっしゃれば、営農集団自体も捕獲して県からその報奨金が獲得できますし、営農の方での支援を行いながらも県から支援をいただける、若い鳥獣捕獲のプロが育成できれば、また県からの支援がいただけるというシステムと理解できますので。

これひとつ、市内の営農集団に対してそういう市の働きかけ、呼びかけということが急がれるかと思うんです。なぜならば、この選択した地域で本年度中にある程度の結果を出して、それを担保にして県に市がさまざまな実態を報告しながら要求する、支援するというシステムが構築できると思うんです。そのような動きを考えていらっしゃるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） ただいま鳥獣被害に関する御指摘がございましたけど、狩猟の免許の拡大といいますか、そういった方向は出ております。ただ、猟友会に加入するというようなことが要件になっているようでございます。既にわなをかけられないのかとか、そういったたぐいの問い合わせも数件参っております。

それで、これは農政課の方の狩猟の担当の部門との関係もございしますが、やはり狩猟をする人自体が格段に減っていると、減少しているという中で、県下でもこの問題は多く取りざたされましたけど、猟をする人がいないので広域的な組織をしてほしいというようなことが県に対しても要望が出ました。

ただ、例えば由布市で狩猟をすると宇佐の方に動きますので、そのイタチごっこというような

御意見もございまして、その辺は広域的にどう取り組んでいくのかということは、これから私どもも県の方にも要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） そういえば江藤議員が前回の議会ですか、宮崎の方でドンドンとイノシシやシカを追うとこっちまで来てしまうんだということですから、それはいわゆる輪廻というか輪かんでしょうから致し方ないと思います。どっかに消えてなくなるわけじゃないですから、また戻ってくるし、こっちでドンといえば、逃げたとしても向こうがまたドンですからこっちに来るということで理解して、早目に猟友会の若手を募るような呼びかけです。

個人的な趣味で猟をするんじゃないくて、山間地域を助けようよと、被害で苦しんでいるんだ。お年寄りが主体となってしまって、今だれもシシや鹿を追い払ってくれない。若い人で追い払ってくれないかというふうな呼びかけで猟に対する参加を募ると、また募って乗ってきてくださる方が集落営農組織の中にいれば、その集落での耕作に対する支援と鳥獣被害に対する支援とがお一人の方でもできるようになる。

その集落の中でのお一人が支援費をどんどんいただくというんじゃないくて、その集落営農組織自体が潤うという説明をしながら、狩猟の免許取得を促していただければと考えるんですけども、声を出すことができるんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか、市長。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この問題は、猟友会も高齢化して、今まで猟友会の方々も若手育成に努力をしているけれども、若手は全然入ってこないということで、この猟友会も高齢化が進んでおります。

今、組織が、中山間の組織とかそういうのは発展的な集落営農組織ができております。そういうところで若手等々が田畑を守るといふ、そういうことが強くなってくれば、そういう発想もできるのではないかなと思っております。

しかしながら、この問題につきましては、商業の買い物の集配とか、いろいろなこともありますが、年々高齢化が進んでいくわけでありまして、地域に若者がいない限りは、10年たてば70歳の方が80歳になると、それでは入ってこないというような状況が目にもう見えているわけでありまして、耕作地を荒らさないというだけではなくて、その地域に若い命が芽生えるような、そういう形とか、あるいは両方の地区が連携をして、お互いに補完をし合いながら元気を出していくというような、いろんな形をこれから模索していかなくちゃならないというふうにも思っています。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） わかりました。市としても県の支援体制を研究し尽くして、うま

く活用して、これからの小規模集落に対する支援の方法を、方策を多々用意するという姿勢が必要だと思っておりますので、どうかよろしくその点をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、小学校の規模適正化推進計画についてお尋ねします。

昨年の6月議会で統廃合に関する質問をいたしましたんですけれども、あのとき、先ほどの御答弁の中にありました適正規模とは一体というところでお答えいただきましたけれども、学年大体2から3クラスで6学年にわたる学校が非常によろしかろうということでございますけれども。

そういう規模の学校を探しますと、市内でこのままそういう規模を今持っているところというのは、挾間で由布川と挾間小学校で、湯布院では由布院小学校、庄内はその規模まで達せずに、大きいのが西庄内と東庄内ということになりますけれども、対象として、1、2、3プラス庄内がこの2つがまとまれば4つぐらいが今の段階で集約できる小学校ということで、その小学校規模のところに他の少ないところを寄せるという統合がイメージできるんですけども、最終的な部分での話になりますと今度は大き過ぎて、教育効果はいかなるものかという問題もそういうとき出てくると思っております。

ですから、今の由布川や挾間、由布院、そして庄内に西か東かどちらかに統合するというふうにしても問題があると、その問題の所在というのを教育委員会では把握しているのかどうか、まず確認したいんですけども、お願いいたします。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

由布市教育問題検討委員会の答申が出されまして、その趣旨等につきまして教育委員会で十分審議をいたしました。その結果、先般出されましたように1期、2期に分けまして対象校9校の統廃合を進めていくべきであるという計画が出されたわけでございます。

これは、今、議員が申されましたように由布市全体を見た場合には、今言ったような学校数というものが考えられるわけでございますけれども、由布市の現在の教育の状況、あるいは教育の成果、それから地域性等を踏まえましてこの答申を尊重していきたいと、複式学級解消を統廃合計画の基本に据えるという。

このことは、他の市、あるいは他県の状況等を踏まえましてどういう基準で統廃合をすべきかと、教育効果の面からも検討を重ねた結果、由布市としてはこの方針で統廃合を進めるべきであるという結論に達したわけであります。

今後、そういう将来的には、児童数の関係から各町1校ぐらいでいいんじゃないかというような状況も生まれてくることも予想されますけれども、現時点では17校のうちの9校を統廃合をすると、そして、小学校8校でやっていこうということで取り組んでおるわけでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 先ほど触れました1年前の議会では、1クラス20から30名で、学年1クラスでもいいと、そういうのがベスト、アンケートの結果を多分、教育長が根拠になさって伝えていただいたんですけども、120人ぐらい、1学級20人で6学年ということは120人ぐらいと、本当にそういう形の学校が、機能の適正というところではベストの形じゃないかなとは私もそのとき思ったんですけども、それ以上大きい想定が今、由布市では行われているということは理解しました。

そして、その想定に基づいて統合を行うと、現在の対象校である9校が統合されて、市内で8校になるというビジョンまではわかりました。そして、将来的にはということ、先ほど教育長がおっしゃったのは各町1校ぐらいまでになるやもしれないと、これは私見だと、私の意見だというふうに理解しますけども。

そういうふうに段階を踏んで長期にわたるビジョンがあれば、私、決して危険な発言だとは思いません。大きいままにしておく、先ほど触れましたが、マンモス化するようなことにもならないし、小さ過ぎて教育機能が疑われるようなことにもならないように、そういう方向を模索していれば、小さ過ぎて困るよりも、大き過ぎて悩んで、今度は、これはないんでしょうけれども、分裂させていくような事態まで想定されますので、悪い方に考えれば考えるほど気持ちが沈んでいきます。

ですから、理想系で120人ぐらいの小学校が幾つできるのかというふうな理想も掲げつつ、8校のままでずっといくことも可能であるし、その8校をもう一度統合することも視野に入れるしというふうな極めて柔軟な発想と説明とをしていただければ、各地域、とりわけ今対象になっております9校の地域の方々、保護者の方々との話し合いの中で、そういういろんな方向に進む可能性があるけれども。

今の段階で、どれがベターであって、そして、これから10年たってどんな形になると推測する、どの形が一番実現パーセンテージが高いのかというようなことも含めて、本当腹を割った話し合いをしながらこの9校の統合ということにいそむべきだと思うんです。それをやり終えてこそその次の、8校になった後の規模適正化に取りつく足がかりができ上がると思います。

ですから、一番究極的な目標というものを、今では各町1校においても構いませんけれども、それでも危険性はあるんだと、教育機能の衰退も考えられるんだということを正直に地元の方々、そして保護者の方々に説明する、その誠意があつてこそ次の段階に進むことができると私は思いますので。

頻繁に対象校の方々、地域の方々、保護者の方々と説明を繰り返すことで信頼関係をつくっていただきまして、そこまで言うんならちょっとみんなでもう1回考えるかとか、じゃあちょっと

やってみるかというふうなお気持ちを醸成させていくような前向きな取り組みをぜひともお願いいたしたいと思います。

これは御答弁は結構でございますので、そういう姿勢をひとつ大事につくって、実際に動いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、行財政改革についての再質問でございますけれども、合併後、由布市では聖域をつくらずに、言い方変えて悪いんですけども、すべてにシーリングをかけるということで財政の削減を断行いたしました。

歳出の規模縮小は確かに実現しました。合併当初本当に、私も触れましたが5,000万円ぐらいいしかなかった基金がどんどんふえて10億円近くなり、その後取り崩しがあって7億円ぐらいい使える基金というものが、まあまあの成果だと、先ほど市長が「成果は上がっている」と断言いたしましたが、そのとおりだと思います。

しかし、国の三位一体の改革というやつがいびつなまんま、この地方財政、由布市を含めた地方財政を圧迫していることは確かでございます。

こういう先行き不明な時代にこそ将来の重要な施策を掲げて、その施策のために財政を、財源の投入を考えるという選択した上での集中というパターンをつくっていただきたいのですけれども、市長の重要政策の一つを私、「子どもやお年寄りが安心して暮らせるまちづくり」というふうにとらえておりますが、これは間違いないですよ。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その重要施策の一つであります。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 私も市長の重要な施策に、この子どもとお年寄りの安心・安全、そして心の充実というテーマに対しては同調しております。しかし、子どもに対しましては、青少年健全育成の予算措置とか、お年寄りに対しては高齢者見回り制度が一たん廃止されて、また復活するというふうな方向で、悪く申せば後退しているというふうなことも指摘できると思います。

振り返ってみてそのあたり、もとの戻ったこともありますけれども、どのようなことを今お心に浮かべていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 子どものことにつきましては、子どもたちが元気よく生活できるということと、子どもをしっかりと育てて将来の由布市を担う子どもを育てていきたい、そのためのきずなづくりという意味で、ゆうゆう館で合宿体験をさせながら子どもたちをつくっていきたい。それを全体の子どもの間に広げていくという、そういう思いもございます。

それから、お年寄りの皆さんは本当に、いつも思いますけれども、若いころ、今のお年寄りは戦前戦後の一番苦しい時代を乗り越えた方々ばかりでありまして、本当に一番苦しんだ方々ばかりでありますから、そういうことも考えて、やっぱりそのお年よりを大事にする心を育てていかなくちゃいけないということなんです。

具体的には今、国の高齢者医療制度とかいろんな問題があつて、本当に、どのように考えていくかということは大きな課題でありますけれども、私自身も、お年寄りの皆さんが余生を本当に頑張ってきてよかったと言えるような状況を模索していきたいと思ひますし、その気持ちを失わないでいきたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） まさにそのとおりでございまして、私もこれはイメージでよく話すんですが、子どもたちの明るい声が聞こえてくる、そして、その子どもたちを優しく見守る、ひなたぼっこしながら見守るお年寄りが、その周囲で子どもたちを見守っているというふうなイメージでまちづくりができれば最高だなというふうに思っていることをよく導の人たちにも話すんですけども。

市長今おっしゃいましたように、先人の御苦勞を我々は感謝しながら、そして、これからの時代を背負ってくれる子どもたちを大切に育てるといふのは何にも増してこの由布市が充実していく地域社会づくりに向かつていける重要なポイントだと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、財政の健全化を最優先に置いて行財政改革を行うということには異存はございませんけれども、改革しながらどんな政策、施策に取り組むのかということ、予算の集中をこれからは念頭に入れなければいけないと思ひますけども、もうそろそろその段階に入ってもよろしいんじゃないかと思ひますけども、いかがでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 当時大変厳しい状況で、限界市町村という言葉も言われたことがありますけれども、そういう時代を少しは乗り越えてきたかなと思ひます。今、由布市が課題としている問題は、本当に今回、四川の大地震等がございましたけれども、子どもたちが学ぶ学び舎をそういう地震から守るといふことを私は今最優先に考えております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） その方向も重要だと思います。よろしくそちらもお願ひいたします。

また、職員規模の適正化ということになりますけれども、退職者が今どんどんとこれからも見込めます。そして、今度は新規採用にかかることになりますけれども、由布市の行政組織も人間

の体、有機体だと、人間の体と同じで新陳代謝が必要であります。

そこで、新規採用を控えて退職者をどんどんふやしてスリム化を図るというのは、これはだれでもできることをごさいますて、優秀な新人を可能な限り採用して、そして次代に備えると、次の代に備えるという方向をとらなければ、10年、20年たったときの由布市の行政組織というものが極めて弱いものになってしまうんじゃないかと危惧するところなんですけれども、そういう観点はお持ちでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） スリム化というのも限界がいずれはあると思います。そういうことを含める中で、能力といいますか、職員の能力の開発といいますか、そういうもの、あるいは能力を持った職員を採用するということが、これからは重要な課題になっております。

幸いにして今、就職難ということがありまして、本当に受験生は優秀な受験生ばかりでありまして、その点は大変我々はありがたいと思っておりますが、いずれにしても優秀な職員を採用できることは一番ありがたいというふうにして、これからもその方向でいきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ぜひ優秀な新人を抱え込んだ、しっかりした体制づくりに臨んでいただきたいと思っております。

また、事業評価システムとか、あるいは職員の人事評価システム、多くの同僚議員が「どうなっているのか」というふうに質問しているところをごさいますけれども、確かにこのシステム運用というのは慎重に行わなければいけないとは思いますが、どうでしょう。

大枠のみでも、1回やってみるかということで、細部にわたらなくてもいいんです。できた、できない、そこだけじゃないですけども、それぞれの評価というのを常に念頭に置いて動いていけば、ちょっと引っかけが悪いんですけども、今回のような事件というのはある程度防止できるということになったんじゃないかと思うんですけども、最高のシステムをつくってから実施するんじゃなくて、試行の形での評価システムをやってみるお気持ちはごさいますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 別の議員さんからもこの質問がごさいますけれども、大変この評価システムというのは難しい部分が存在しております。

そしてまた、今の段階で、今回このような事件がありましたけれども、評価基準をしっかりとくるということ、そしてまた、それに沿って評価をしていくということになるわけですけども、その評価基準も時と時代といろんな場所、状況によって違って来るわけで、今、検討を十分して、そして導入に向けての話し合いもさせているところでありまして、ぽっと今の段階でどうということとはなかなか今は言えない状況でございます。正直なところ。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 正直者がばかを見ないようにしてもらいたいと思いますので、僕は一たんどこかで、どこかのセクションで、全体のセクションじゃなくて、どこかのセクションで試行的にみずからを評価しようと、あるいは事業に対しての評価をしろということで、内密でもいいと思うんです。

一たんやってみて、いい感じでリアクション、結果が出るなということがあれば一つの市の財産にもなりますので、ぜひともそのあたりの柔軟な取り組みというものをお願いしたいと思います。

そして、5つ目の柱となっています住民参加の推進ということでございますけれども、地域自治と住民自治の確立のため、みずからの地域はみずからの手という基本のもとで自主自立を支援するということがこの住民参加の推進というふうになっておりますけれども、さきの議会で、この住民参加を支えるものと位置づけられておるのが住民自治基本条例ということだと先ほども市長が御答弁なさいました。

しかし、この住民自治基本条例は、このまま制定されてしまうと、私、住民参加の本来の姿が自主自立というふうに置くならば、実現できなくなる可能性があるんだというふうに心配しているということで、先だつての議会で申し上げたところでございますけれども。

これは、条例案の1条で市民の定義が「市内に住所を有する人、または市内で働き及び学び、活動する人もしくは団体を言う」というふうに定義して、その後の4条で「市民は主権者である」というふうに、主権者である市民というふうに表記しておりますので、市内で学んだり活動している人や団体は由布市の主権者になってしまうということでございます。これは、一般質問でも前回行いましたけれども。

市外に住んでいるのに市内で活動していれば、個人だけでなく、団体まで市民として主権を認めるということが市長の目指す住民参加の主体者の姿、パターンなのですか、そのように考えておられるのですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長です。私が答弁させていただいてよろしいでしょうか。（「いいよ。」と呼ぶ者あり）今回の自治条例に関しましては、私は、現在、少子高齢化とか多様化する社会の中で、行政サービスが官だけではなかなか対処できなくなってきたと、そういった中で、ボランティアとかNPOとか、そういったいわゆる市民活動団体の形成によって担われている部分が大変大きいというふうに考えております。

そういったことから、そういった方々のお力もお借りする中で構築していくことが望ましいんじゃないかなというふうに考えております。

地方分権の一括法案の施行以来、自治体の自己責任のもと決定領域というものが格段に拡大をされてきておりますので、これから住民自治基本条例に関しましてはさまざまな議論があることはお伺いしておりますが、国と地方の関係や行政と住民の協働、そして代議員制や直接制の総合補完というような新しい自治の仕組みづくりに向けて基本理念を明確に示すことは大変重要なことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 今、課長がくしくもおっしゃいましたけれども、NPOや他の団体の方々のお知恵を拝借するという姿勢はわかります。しかしそれが、条例の中でうたうならば、その方々まで主権者にしてしまうような条例制定ではだめなんです。あくまでも主役は市民です。

そして、お知恵を借りるならお知恵を借りるでいいんです。主体をそういうところまで広げてしまうと、もしも市長も私も選挙で選ばれて、市民の負託で、大分市の方々是我々負託していないわけです。

そういう方々に対しても、外の方々に対して我々は主権者である市民として認定して、責任を持たなければいけないわけです。知恵を借りるところは借りる、参考にすべき方々がいて当然です。しかし、その方々が主役にまでなって市民と同列に置かれたら混同されてしまいます。

したがって、峻別するところは峻別するような条例というものが必要になるんです。大がかりにぐるっとひっくりまとめて「皆さん、由布市に関して希望、意見がございましたらどうぞおっしゃってください。どなたからでも受け付けます」じゃなくて、基本は住んでいる住民という方々である市民、これは端的に申しますと税金を払っている方々、これは主役だと思いますので、条例の中にきちんと峻別して分けるべきであります。

今のこの条例案だと、そこが混同されていると私は認定せざるを得ない。このあたりの区切りが打てればすばらしい条例になる兆しが見えるんですけれども、とりわけこの条例を最上級の尊重を最大限尊重しなければならないというふうにまで規定してしまいますと、今みたいに外からの意見に対しても、内側の主体で、本来の主役である市民の方々の意見と同等に扱わなければいけなくなって、負託に耐え切れなくなるのが我々議員じゃないかと思います。もちろん市長も、重くてしょうがないというふうになる可能性が高いと思います。

だから、ぜひともこれはもうちょっと慎重を期して、そして、条例自体は必要だとは思いますが。慎重を期してすばらしいものをつくり上げて、それから全国に向かって「おい、由布市はこういうものをつくり上げたぞ」と誇ることもできるような住民参加パターンの住民自治基本条例の制定に向かっていただきたいと思います。そうすることが今やるべきことだというふうに私思っておりますので、強く要望をして、一般質問を終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、7番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、16番、田中真理子君の質問を許します。

○議員（16番 田中真理子君） それでは、16番、田中真理子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして2点質問いたします。市長初め担当の部課長には御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

さて、世の中は依然として経済、暮らし、治安も含め住みにくい社会になっている気がします。国民の安定した生活を守る国会も、暫定税率問題、道路特定財源の一般財源化、後期高齢者医療制度、原材料高騰に食糧危機問題と議論すべき問題が山積していますが、本題よりも政権争いと言えるような与野党の攻防が続いております。

自由と豊富な物に囲まれ、私たちの生活はどういう社会になればよいのか、どういふ暮らしを住みやすいと言うのでしょうか。今、国民の守られるべき暮らしが揺れています。

2030年には第1次、2次ベビーブームが五十七、八歳、八十二、三歳でピークになります。64歳以上が32%、労働人口が59%、このことは高齢者を1.4人で1人の高齢者を見ることになります。

また、2055年には人口が1億を割り、15歳から64歳の労働人口は51%となります。64歳以上の人口は41%を占めます。このことは1人で1人の老人を見ることになります。このように55年後には労働人口は半減します。

戦後支えた70ないし80代の人々が高齢化社会へと突入し、その人口は大幅にふえ、方や子ども人口は8%まで減少してきます。この少子高齢化の問題は社会保障制度を考える上で大きな曲り角に来ています。

小泉内閣が推進した構造改革、地方分権、三位一体の改革をどう評価したらよいのでしょうか。自治能力が十分でなく、市町村の受け皿も整っていない中での急激な移行には無理があったとしか言いようがない気がします。地方交付税の削減で地方自治体の歳入は減少し、大きな収入のない地方の自治体にとっては苦しい改革です。

さらに、国は財源不足の解決に平成2年度から社会保障費2,200億円の抑制をしており、年金や介護、医療、生活保護の各分野に多くの影響を及ぼしています。

では、保障制度で何が重要かという点、一つには少子化対策が上げられます。国の予算は、高齢者関係にかける給付費が2005年には70.2%と計上されており、児童関係には4.1%しかついておらず、少子化対策としては少な過ぎます。

2つ目としては年金対策です。老後、将来のためにとこつこつ納めてきた年金ですが、いまだに片づいていない年金問題、そして、年金受給開始は、2040年には70歳になると言われています。

そして、もう一つは医療制度です。医療費対策においては、今年度からは予防事業にも力を入れながらも高齢者の医療費の対策に試行錯誤し、問題とされていた老人保健制度、退職者医療制度を見直すと同時に、35兆円の削減すべき医療費をどう確保すべきかで、根本を検討しないままに新制度を20年4月より実施し2カ月が経過しています。

そこで、高齢者医療制度についてですが、その1としまして、高齢者医療制度、できれば長寿医療制度としてお伺いしますが、3月議会、説明の不足、財源の不足等についてお伺いしましたが、制度実施後、由布市の状況や市民の反応はどうかお伺いします。毎日報道される新聞紙上、テレビ番組での評価は余りよくありません。また、軽減措置凍結のさまざまな見直しが行われようとしております。

2として、このめまぐるしく変わる制度にどう対応をしていくのかをお伺いいたします。

続いて、2点目の地産地消の早期対応についてお伺いします。

食育基本法の改正など、食の見直し、安心・安全な食の追及、さらに健康への高まり等により農業への重要性が見直されています。身土不二、生活をしているその土地でできた物を食する、三里四方の物を食する、これが体に一番よいとされております。

一方で、原料の高騰により食糧の危機も訪れようとしております。近い将来か遠い将来か、戦前のような食卓になるかもしれません。御飯、味噌汁、野菜の煮つけ、それにお魚、このような体に優しい食事になればメタボも成人病も減ってきて思わぬプラス面が生まれてくるかもしれません。

今日の農村の状況の一因に、消費者のニーズにこたえる余地農村の衰退を招いたとも言われております。その要求にこたえる余地旬の物をなくし、安い値段で美しい野菜を求める、これが現実かと思えます。

このようなさまざまな原因と国産の農産物の普及、消費をするには、以前から地産地消の推進の話があるのに一向に進んでおりません。このことについて前向きに考えてもよいのでしょうか。できない、難しいと言っているのはなかなか前には進みません。湯布院の観光地、別府、大分の消費者へのアピール、自家用も含め取り組めないかどうかお伺いします。

団塊の世代の農業への関心の度合い、消費者の有機野菜への関心、学校給食への普及、自給率

というよりも自給力の向上、さらに地球温暖化にも貢献するという利点があり、またとないチャンスであり、行動を起こすよいタイミングではないかと思えます。

子どもや孫と土に触れあう時間もできれば情操教育にも役立ちます。農業は命の根源で食の元でありながら、米の需要が減るにつれいろんな施策がとられたにもかかわらず、農業人口の減少、農地の減少、遊休地の増加と危機が訪れています。減反後の有効利用、担い手の育成を含め、①として、今どういうふうに取り組んでいこうとしているのか。その試案や対策等を検討してあればお答えいただきたいと思えます。

2番目として、農地の有効利用、担い手をどうすればよいと考えておられるのかをお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わりますが、再質問は自席にて行います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の後期高齢者医療制度、長寿医療制度といいますけども、実施後の由布市の状況、反応についてでございます。

高齢者の医療費につきましては、高齢世代と現役世代との負担の明確化を図り、公平な保険料を確保しながら、国民すべてで支えることが後期高齢者医療制度の基本となっております。

県内の全市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって、被保険者の認定、保険証の交付、保険料の決定、医療の給付等の制度運営をしており、由布市からも1名の職員を派遣しているところでございます。

制度創設に伴って、これまで保険課の老人医療係の名称から後期高齢者医療係へ変更を行い、庄内・挾間の地域振興課の保険係においても、市民の後期高齢者医療制度のお尋ねに対して窓口相談に応じているところでございます。

4月当初には、後期高齢者医療の保険証についての電話問い合わせや窓口での相談が多くありました。由布市における4月1日現在での後期高齢者医療の被保険者数は5,414人でございまして、保険証は3月中旬に各個人あての配達記録で郵送をいたしました。あて先不明等による混乱もなく、保険証はすべて交付済みとなっております。

制度のことや保険料の年金からの天引きについての問い合わせなどもあり、制度内容において詳しく説明し、後期高齢者の方々にその都度御理解をしていただいた次第でございます。

なお、保険証の問い合わせや再発行などの事務については、保険課と挾間・庄内の地域振興課保険係の窓口においても受け付けをいたしております。

2点目の、今後めまぐるしく変わる制度にどう対応をしていくのかとの質問でございますが、後期高齢者医療制度において、所得の低い方は、現行では世帯の所得に応じて保険料の均等割額

4万7,100円を1人当たり2割、5割、そして7割に軽減しております。

また、医療機関での自己負担割合は、これまでの老人保健制度と同様に、一般の方は1割負担であり、また、現役並み一定の所得のある方は3割負担となっております。

今後の対応といたしましては、マスコミ報道などによりますと、厚生労働省はこの後期高齢者医療制度については、法改正など制度の抜本的見直しはせずに、軽減などの仕組みを検討中とのことでございます。

いずれにいたしましても、県広域連合を通じて今後、国の動向を見守ってまいりたいと考えておりますが、制度の変更が生じた場合には、広報等によって市民に周知を図りたいと考えております。

次に、2点目の地産地消の早期対応についてお答えをいたします。

健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まっている中、由布市では川西農産物直売所、かぐら茶屋、陣屋市場など、高齢者から若年者までの幅広い世代の生産者の方々が栽培した野菜等を持ち寄り、消費者に提供する直販所が農村女性グループなどにより運営されております。直販所では生産者の顔が見える生產品が並び、新鮮で安心・安全ということもあり、大変な好評を得ているところでございます。

由布市といたしましてもこのような農産物直売所の活動を支援しながら、地元でとれた野菜などを消費者に供給してまいりたいと思います。

また、多くの観光客が訪れる湯布院地域へ市内で生産された農産物を供給できないか、いかにして観光業界が求める農産品目を取りそろえられるか、そして、どのようにしたら安定供給ができるのか、このような課題につきまして、旧湯布院町時代にも長年取り組みがなされておりました、合併後も取り組みを行ってきたところであります。売る側と求める側のギャップがなかなか埋まらないのが現状でございます。

今後は、先進事例などを参考に、調査・研究を進めるとともに、集落営農組織や農産物直売所の活動に協力を求めながら、市内で生産された農産物の供給に関する体制を明確にし、改めて農業と観光業が連携した農業振興の方策を模索してまいりたいと考えております。

また、学校給食への普及につきましては、市内で生産している農産物の米や野菜、果物などを積極的に食材として使用しているところでございます。今後も流通上問題がない、必要な量がそろろう、適切な価格である等の条件がそろえば、できるだけ地元の安心・安全な食材を学校給食へ取り入れてまいりたいと考えております。

次に、農地の有効利用、担い手不足をどうすればよいか、どのように考えておるかということでございますが、由布市の農業振興のためには、担い手の育成は非常に重要な課題であると認識しております。しかしながら、農業をとりまく環境は、農業従事者の減少・高齢化や耕地利用率

の低下など非常に厳しい状況にあります。

このことは、由布市に限らず全国的な傾向であり、国は農業政策の方針を大きく転換し、今後の農業施策を認定農業者や集落営農組織等の担い手農家を対象とした支援をすることにしております。

この方針を踏まえて由布市では、あらゆる機会を通じて担い手の育成と拡大に努め、担い手協議会などの組織化、各種の研修や農業経営強化のための簿記の研修会などを開催しております。

また、中山間地域事業による集落営農組織を生かした機械の共同化や、担い手農地集積高度化促進事業による農地の集約など、スケールメリットを生かした担い手の育成を目指すとともに、農業の集団化や共同作業組織の育成を推進し、農地の有効利用等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この後期高齢者医療制度、長寿医療制度と言わせていただきます。先ほど、きょう、傍聴に来られている方もできるだけ後期高齢者と使わないようにしてほしいという要望もありましたので、長寿医療制度ということで質問をしていきたいと思っております。

これは、始まる前には保険料の算定方法とかがおくれたために、行政側も保険システムの整備が進まないなど、それから、住民側も関心が高まらず周知の面でおくれたのではないかなと思っております。

でも、施行後、徐々にテレビ報道番組で内容がはっきりするにつれて問題点が見えてきたと思っております。

私たちが広域連合の方を設置するのに賛成をし、また、太田議員をそこに選任しておりますので、見直しか廃止かと言われたら、見直しの方法でよりよい制度にしていきたいということで、いろんな状況を把握する上において、確認の意味も込めて質問をさせていただきたいと思っております。

この後期高齢者は、年金それぞれ差もあるんですけど、みんな年金生活者で低所得者が多い状況です。それだけに説明も必要になってくるかと思っております。さきに始まりました年金から天引きの介護保険は、どちらかという家族を重視しておる制度であり、今度の長寿医療制度の方は家族をばらばらにする制度だと言われております。一人ずつ皆保険をかけようということなんですけど、それにも無理があるのではないかなと言われております。

そういった中でお伺いしたい点は、保険料が2年ごとに改正されるんですが、医療費が上がらなければこのままで、今の保険料でいくと思っております。ただし、何らかの病気が大流行したという

ときにあれば、その医療費は不足するわけなんですけど、そのときには財政安定基金というものがあって、そこから不足分を借り入れてその場をしのぐ、その後に保険料の収入で戻さなければならぬというふうになっておりますが、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

そのあたりが、また高齢者の方に説明をされているのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 保険課長でございます。16番、田中議員の御質問にお答えします。

制度そのものは、先ほど議員が言いました2年で見直しということになっております。後期高齢者医療制度の仕組みそのものは、先ほど市長が申し上げました全市町村が加入する広域連合で事務を行っておりまして、公費約5割を国・都道府県・市町村でそれぞれ負担割合を決めております。

それから、各医療保険、健保、国保等の被保険者、ゼロ歳から74歳までの各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じまして後期高齢者支援金ということで約4割、それから、高齢者の保険料1割、それで賄っている仕組みでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） それはわかるんですけど、例えばその1割で間に合わなくなる可能性があると思うんです。国の負担は恐らくこれは変わらないと思うんです。あとは、その穴埋めするのは、その保険料を払っている人たちでそれを払うようになるんじゃないですか。

というのは、国は定率国庫負担というので、それは、そういうふうになっても上乗せはしないと、この制度そのものの保険料は、医療費の動きに合わせて変動するというふうになっているんです。そうなりますと、そこで赤字が出た場合はどうなるんですか。保険料が高くなるですね。その辺をやはり、2年——今これなぜかという、やはり財源が私、不足しているんじゃないかなと思うんです。

低所得でありながら、そこから集めたお金です。そう自由にあるとは思わないんです。もし何かそういうことがあった場合は、やはりそこに赤が発生するわけですから、それはまた保険料に上乗せをして払うということになるんじゃないかと思うんです。それは、そこまで理解しているかどうかといたら、恐らくは理解していないと思うんです。

もしお答えに困るのであれば、こういう状況になるということ、やはり説明するときにはきちっと説明しておかないと悪いんじゃないかと思うんです。そのあたり何か。（発言する者あり）それがそうなんですけど、そういうところをきちっと把握してもらっておかないと、やはりこれは大きな問題があるなと思うんです。

そういうふうに言っていたら、じゃ、廃止なりして抜本的な見直しをした方がいいんじゃない

かと、そういうふうになってしまうので、できるだけそうならないようにするには、やはりそこまできちっと説明する必要があるのではないかなと思うんです。

結局、保険料を上げないようにするには医療費を下げなきゃならないんです。そうなると格差ができると思いますか、またそういったところで低下を招くという恐れがあると思うんです。

だから非常に難しいと思うんですけど、やはり、ここでつまづくとのあれもなかなか言えなくなってしまうんですけど、やはりそういうところをきちっと、いろんなことを通じてやはり説明する必要があるのではないかなと思うんです。

やはり75歳とはいえ、90歳、いろんな年齢差もありますから理解していただくのは難しいと思うんですけど、でも今この時期に説明をいろんなことをしておかないと、やはり「いいじゃ、もう年金から天引きされるから、もうわしはどげなっているじゃ」というふうになってもらってはやはり困ると思うんです。その辺の今後どうして——どうしていくというよりも、どういうふうにその辺をお考えかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 16番、田中議員の御質問にお答えいたします。

これは国の制度上の問題であります。この長寿医療制度については、今、議員さんも御存じのようにマスコミ等でいろいろ取りざたをされております。そういう問題もあろうかと思えますけれども、いろんな問題点あろうかと思えますが、一応そういうこともこれからまた議論の対象になろうかと思えますので、そこ辺を見きわめながら、答弁をいたしましたように、連合会を通じてまたお話を聞いて、また対応策を練っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） それしかないかなと思いますけど、市の負担がふえたりする恐れもありますし、そういうところをやはりきちっと把握しておくべきだと思いますので、よろしくお願いたします。

全体として7割が軽減されておると報道されております。低所得者が高くなっているというのは、これは現実でしょうか。由布市も。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） それは、そういった軽減の部分で低所得者においては保険料は上がっていると思っております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 家族がばらばらになるということもさっき言いましたが、単身者では下がって、世帯の扶養者が上がる、そういう軽減とか減額については、制度そのものにも

欠点はあるんですけど、そこを個人にすべきかどうかというのはこれからの課題だと思うんですけど。

きのう、テレビタックルですか、それをごらんになった人もおると思うんです。それに一つの一例ですけど、年収が70万円の単身者は1万1,340円を年間払って、会社員で扶養されている人は、600万円の世帯主に収入があって、自分は50万円の収入があったときに年間3万7,800円払っているというんです。一人の老人として扱うのか、その辺が私もちょっと微妙だなと思って。

介護保険のときに、介護保険料を決めるときに、扶養されている人は年金をベースにしなくて、世帯主の収入で計算されているから、少ししかもらってなくてもたくさんの介護保険料を引かれたと思うんです。

今回はそうじゃないのかなと思っていましたが、今回もまたやはり同じように、世帯主の収入も一緒に考えてその人個人の保険料を決める、できれば少ししかもらっていない年金でしたら、個人の年金を対象にして保険料を納める、それの方がいいのではないかなと思いますけど、またこれも広域連合や国のというのであれば致し方ないことかなとも思っております。

だから、こういうことを弱者というか高齢者は言わないかもしれませんが、やはりこの辺があるということをきちっと確認をしておいていただきたいなと思っております。

それと、終末期の医療についてもですが、これはベット数が削減されたり、死期が近づいたときには在宅へと移行するような制度なんですけど、病院側に言わせたら、家族にとってもそうなんですけど、恐らく家庭ではなかなか無理だと思うんです。これは少数の人しか在宅医療ということとは考えられないんですけど。

その中で、施設なりに今度そういうベット数とかが移行するような形になっておりますが、私は一度、病院とかそういう施設とか行政、そういった関係の人とそういう事情というか、そういうものをお話をする場というのは持てないんですか。

できれば、そういう病院の事情とか介護の事情とか、そういうものをもう少し連絡をとりあって、どういう状況がいいかということをやはり話をする必要があるんじゃないかなと思ったんですけど、そういうことは考えられませんか。連携という意味で。でないと、やはり病院はどのようなものなのか、普通の人は行くだけで、余り知らないと思うんです、病院の事情とかを。

施設にしても今は30万人とか待機の人がおるとか言われているのに、じゃ、病院を出たからすぐ入れるのかということになると、またそれも入れない。またそこ辺に介護保険など絡んできまして、やはりなかなか難しいものがあるんですけど、介護保険は介護保険で協議会なりがあって、そこに出る人はそういう事情に詳しいんですけど、そういったことをやはり病院側、それから行政側、それからいろんなところと話し合うというか、情報を交換する場は持つようなことは考え

られませんか。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 今、田中議員の御質問の内容は、恐らく療養型ベット、この関連ではないかというふうに思っております。この療養型ベットの見直しにつきましては、来年度21年度から介護保険の見直しがあります。その見直し作業を、ことし20年度に作業を進めるということになっております。

その場で療養型ベットをどうするのかということで話し合いをしないと、その場を設けるということになっております。策定委員会を設置して、その場で協議をしたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） だれも死ぬときは安らかに死にたいと思っておりますので、やはり最後まできちっと見とれるような体制を整えてほしいなと思っております。

それともう一つ、特定健診について今度お伺いしますが、これをお持ちではないでしょうか。大分県保険者協議会から出たんですか、「健診の受け方が変わります」と、「特定健診、特定保健指導が始まります」というこのチラシの中にあるんですが。

私、先日、特定健診を受けるために病院の方で予約をしました。そのとき先生が、昔の基本健診、あれよりも随分項目が少なくなっているって聞いたんです。その原因は何なのでしょう。補助金その他いろいろあると思うんですけど、やはり普通の人はそのままで知らずに健診を受けているんじゃないかなと思うんです。まず先に、何で健診の中身が減ったんですか。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 20年度から健診制度そのものが保険者による健診ということで、先ほど議員が言われました特定健診が始まったわけでございます。

項目の減ったとかそういったのはちょっとわかりませんが、とりあえず今までの集団検診と個別健診で、保険者による健診ということで、保険課といたしましては、国保の方にそういった受診券を発送いたしまして、今までどおりの集団検診と医療機関による個別健診ということでお願いしたわけですが、項目のことについては細部のことはわかりかねます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 病院側も、やはり基礎健診をお願いしますと言えば、そこに与えられた表のとおりには健診しないと思うんです。そうなれば、もともとあった基本健診の方が予防にもなるし、住民にとってもいいのではないかなと思います。

そこに今財源とかいろいろなものが絡んで、これになった方が市の負担も少ないからだとか、国の医療費が減るからだと言われれば、「そうですか」では済まない部分がやはりこれにはあり

ますので、そこ辺もう少しきちっと調べて、調べてというよりも、住民側からも出るかもしれません。やはり受けている人はきちっと受けていますので。

病院に行った人の話では、やはりこれではもともとの基本健診の方がいいなど、病院で受けるよりも市町村でしている方がいいなという話も聞いておりますので、やはりその辺はきちっとしておいてもらいたいと思います。

また、その下に「65歳から74歳の方は、積極的支援に該当する方でも動機づけ支援になります」とか、「血圧を下げる薬、インシュリン注射、または血糖を下げる薬、コレステロール、中性脂肪を下げる薬を飲んでいる方は、特定保健指導の対象にはなりません」とこう書いてあるんです。

これを読むと、私ども血圧の薬飲んでますので、こういう指導が受けられないのかなとかいう、そういう錯覚も受けましたし、何となく、じゃあ何のために受けているのかと、また、病院の先生の言うには、特定健診で出て、そのときにメタボとか言われればまた別の薬を投薬することになるので、余り、同じことではないかと、それよりもちゃんとした基本健診を受けて、そこで指導してもらった方がいいのではないかという話を聞きました。これは参考にさせていただきたい。

最後に、一番裏側に今度、「健診を受けないとどうなるの」というところがあります。これをよくよく聞くと、これを受けないと「75歳以上の方の医療制度への支援金が平成25年度から加算、減算されることになっています」とあるんです。だから、市町村にとっては、これはたくさん受けないと25年から反映されるようになるんです。

ということは、ほぼ全員の方にこれを受けてもらわないと、平成25年度からは保険料につながっていくのではないかなと思うんです。このあたりをちゃんと認識しておられますでしょうか。お伺いします。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 議員言われましたように、支援金の関係で25年には増減ということ制度におきましてもそういった措置がされるということに聞いております。

それから、特定保健指導では、国保サイドの保険者から言わしていただければ、県の国保連合会を通じて健診受信者の健診結果データをもとに、先ほどの情報の提供、動機づけ支援、積極的支援を保健師を中心に生活習慣改善の支援を今年度行うようになっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 今こういうふうに制度が変わるときには、それぞれのさまざまな問題が起こってきます。100%事が整ってからの制度の施行ということはなかなかあり得な

と思いますけど、それによって一番影響を受けるのは住民であり市民であると思います。

そのときに、後期高齢者にしてもそんなんですけど、余り制度がいろいろ変わったりしますと、それに要するパンフレットなりいろんな費用がかかってきます。やはりそこにむだも生じてきますので、できる限りいい制度にしていてもらいたいんですが、この長寿医療制度も2年前から話が起こっております。そのような経過がとられているにもかかわらず、土壇場でこういうふうになるということは余りいいあれではないと思います。

ですから、行政の方々も何があるかというようなことは常日ごろからやっぱり関心を持って、これは住民にとって大事だなということは、やはりいろんなところで検討するなり議論を交わして、できるだけ暮らしやすい、先ほどから住みやすいまちはどういうものかということが討論されておりますけど、私もそこにあるのではないかなと思います。その辺は十分に検討、それから、今後も生かしてほしいなと思っております。

この長寿医療制度も、いろいろ言えばきりがなくあるんですけど、広域連合というものがありますので、太田議員にはできるだけ情報を集めて、そこで反映をしていただきたい。

ということは、広域連合も議会が2回かぐらいしか余りないんです。開かれていないんです。広域連合への声を上げなきゃ変わらないのであれば、やはり広域連合の方にも声を上げて見直しをしていただきたいと思います。そのあたりをよろしく願いしておきます。

それと、続きまして地産地消の方へ移りますが、この地産地消の取り組みを言われてから随分時間がたっていると思います。前回、湯布院の議会報告会のところでも地産地消をお願いしたいという女性の方の声も聞かれました。私たちも、いつも地産地消を考えてきているんですが、なかなか軌道に乗りません。

なぜ地産地消がいいかというのと、先ほどから出ていますように、フードマイレージ、輸送コストです。今このように石油が高く、ガソリンが高くなっていますと、やっぱりコストがかかります。それから、安全な食品、自給力の向上、そういったもののためにはやはり地産地消に早く取り組むべきではないかなと思います。

こういうふうにして再度声を上げるきっかけは、給食センターの建設にもまたあります。逆行すると言いますが、考え一つによっては逆行しなく、前に進むのではないかなと思っております。

なぜ逆行するのかというのを考えもせずに、まだできないからとか、それは供給できないからとかいうのではなくて、今、今回のこの議会の中でもさまざまなことが言われております。結局は高齢者で放棄する土地、遊休地がふえてくる、じゃそれをどうするのかということまでまだいっていないと思います。そのためには、もう少しやはりこれは議論をして前に進むべきではないかなと思うんです。

給食センターの方に、挾間町だけしかないんですけど、先週の給食の中にすべて挾間町の食材で給食をつくりましたというあれがあったそうです。子どもたちもそれを聞いて、これはここでとれたもんだなということで食べたらしいです。

それを聞きますと、今のところジャガイモとタマネギとニラを挾間町でつくっています。それで、1,500人に対してタマネギが、5月から10月の間だそうです。800キロ、タマネギもジャガイモももうちょっとかかる、ニラは小野の広渡、そこでニラの方も仕入れをしているそうです。

だから、単純に言えば、そう難しいのをつくるわけでもないとすれば、ジャガイモ、タマネギ、それから、何がありますか、ニンジン、ホウレンソウ、ブロッコリーとかも比較的とれるんではないかなと思います。旬のものをどれくらい要るときに供給できるかになるんですが、この中でも保存がきくのと保存が利かないものがあると思います。

そうすると、営農集落で大規模なところに頼むのも一つですけど、1反、2反、そういう田畑があれば、ジャガイモが800キロ要るときに1人が100キロつくれたとしたら8人、単純にです。無理だと言うかもしれませんが、そういう考えですれば、結局大きくはできないけども、それだけつくれば貢献できるという人がどれくらいいるかというのをやはり調査しなきゃ前に進まないと思うんです。

やはりできるだけそこでとれたものを食べさせたい。

今回、米の問題も給食センターで出ました。米もやっぱり地元の物を食べさせてあげたい。そうするとやはり少しでも野菜も食べさせてあげたい。そういうことをやはりどこかで話して議論の場がないと前に進まないと思うんです。

そのためにそういうことがこれからできるのかどうか、農政課の方で1回集めてみようじゃないかと、そのための資料は給食センターなり施設なり出てくると思うんです。施設でもどれくらいの野菜が要って、どれくらいのものが要るとか、そういう促進協議会ではないですけど、一応そういったものがまずつくれないか、つくれるか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。検討委員会ということのようですけども、学校給食のサイドにおいては、必要であれば組織して対応したいと思いますが、生産者と消費者の地産地消というのは接点みたいな組織が必要だというふうに考えておきまして、仕組み的には、御存じのことだと思いますけども、四国の葉っぱ産業がございます。規模はもちろん違うんでしょうけども、何かそういうような組織ができることによって地産地消を、市内に市場を求めるとすると、そういう組織づくりをすることが地産地消につながる近道ではないのかなというふうに考えております。

給食の方の提供ということであれば、また組織も考えて給食センターの方の納入にできればつなげたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 今、コストのことも隣近所から声が聞こえておりますが、コストも対象を給食センターだけにすれば、給食は1食200円から250円、そのあたりでしかつくれませんので無理があるかもしれませんが、それを少し拡大させて、先ほどのような市場とか、それから別府、それから、先ほど市長は、いろんな取り組みをしていると言いますが、その取り組みの中身がわからないんです。

湯布院の方に供給をどうするかというその取り組みを行ってきたと言いますが、その中身が余りよくわからないので、どういう取り組みをしてきたかなというのがちょっと見えないんですけど、とにかくそういう組織をつくれば、一歩でも二歩でも前進するんじゃないかなと思うんです。しないよりもした方がいい。そう思います。

それに、例えばおみそですけど、今、中山間地で大豆をつくっております。その大豆の行き先は今どうなっているのでしょうか。そういったとこの大豆の使用方法は。それぞれの中山間地でどこかにあれているんですか。減反で植えたりとかそうしたときの大豆は。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 大豆の行き先につきましては、すべて農協の集荷ということになっておりますので、そちらの方で集荷が行われているというふうに認識をしております。

それから、市長の回答の中にありました取り組みの件でございますけども、19年度におきまして市場を由布市内に求めて、観光関係者、それから農協等と協議を重ねてまいりました。

ところが、集荷の組織においては農協サイドということで話を進めてきたんですけども、集荷イコール代金の支払いということが求められておきまして、地元の農協に話をかけたんですが、集荷した後の消費のできない残り物と言うと語弊があるかと思いますが、これの処分に非常に困るというようなことで、もちろんサービス業と農業との感情のもつれもあるようですが、テーブルに着いていただけなかったのが現状です。

今後は、先ほどの市長の答弁の中にもありましたように、生産者と消費者の接点の組織を直販所に求めていきたいというふうに考えておきまして、既に少し話を進めております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 今、なぜできないかという事情が少し先が見えてきました。余った物については確かに困ると思います。今言う直販所に預けてもあれは持って帰ったりしてい

る人もいますし、だからそこに持っていっても困るのではないかなと思います。

これは、余った物のいい例がやはり大山の木の花ガルテンとかそういったとこだと思うんです。そこも余るからああいうレストランを開いて余らないようにしたといういい例ではないかなと思います。

やはり、組織をつくって、そういうことを立ち上げてくれると、じゃあそれをどうするかという話がまたそこで出るんじゃないかと思うんです。結局余剰で余った分をどういうふう加工品にしていけばいいか、そういうとこまでやはりちゃんと話してルートに乗せれば、私はこの地産地消もできないことは絶対ないと思います。

ただ、今この由布市の中で野菜がどういうものがとれているか、どういうものが市場に出たりとかしているのかというのが、聞けばわかるんでしょうけど、今の私の頭の中ではイチゴ、前はナスとかありましたけど、今はイチゴ、ほかに何か、余りないですね。

そんなふうだから、もう少しやはり、何が、ここは非常に土地もいいし、気候もいいし、だから、何かできるのではないかなと思うんです。やはりそういうところを開発するには、やはり一つの線の上に乗せないと何でもできないで終わるのではなかろうかと。

いろいろ話はまた飛んで悪いんですけど、今、ギャル曾根さんが雪ん子寿しと、きのこカレー食べました。雪ん子寿しも、私あの方知っていますけど、非常にアイデアのある方で、わずか寿司飯でしたか、の上にシイタケの煮たのが乗って、その上に薄いダイコンが乗っているだけなんです。それが3つか4つ入って300円幾らか、相当結構するんです。高いんです。

それがまたあの方が「おいしい」と言って1位、2位をつけたら、またさらに出るんです。ほんのちょっとしたアイデアなんです。だから、できればそういうアイデアを募集するとか、きのこカレーもレトルトが足りないとか今言って非常に出回っております。

だから、そういうちょっと目先を変えて、それには道のりは長いと思うんですけど、そこ辺までやっぱり持って行かないと、これずっと半永久に地産地消地産地消といいながら自己満足で自分の持っている田畑とかでそれをしないでいくような、その状況で終わるのではないかなと思うんです。

ですので、さっきの耕作放棄の土地とかにもっとやはり志とか、やりたいという人を持った人の、農業参加をしたいという人の、そういった聞く人の声を聞くという、そういう耳をお持ちでしょうか。これからそういうことに取り組んでいきたいと思っているかどうかお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それは望むところでありまして、団塊の世代の方々がこれからは農業をやりたいと、そういう方をぜひどんどん希望で上げていただきたいと思います。耕作放棄地じゃなくて、耕作できないところがだんだんふえてきておりますから、そういうことも十分対応

可能だと思います。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 大きなことを言うなと思われるかもしれませんが、やってみないことには何も起こらないということです。今こういう地方自治で、一つの欠点は行動を起こしていないということにあるというふうに言われております。まずどこか一つからでも行動を起こしてもらいたい。

それと、きのう小野二三人議員が言いました堆肥づくりですが、給食センターに堆肥をつくるための残飯を処理するのを私たちも文教で何カ所か見て回りましたが、やはり壊れたりとか維持費とか、いろんなそんなのとかで結構扱いが難しいんです。大きくするには、どこか1カ所にその生ごみを集めて、そこで堆肥化する、そういった所はやはり必要じゃないかなと思っております。

給食センターでも1日に50グラムが出たとした場合は、3,500人で750キログラムの残飯が出るという計算をしておるんですが、私がきょう聞いたところによりますと、挾間小学校の方では毎日30から40キログラム、多いときは100キログラムも出るというので、どういう給食のときかなと思うんですけど、そういう感じで出てるそうです。挾間の給食センターの方では養鶏、養豚、残った物はごみ処理をしているということなんです。

だから、この堆肥づくりも、やはり非常に重要で、私ども個人的にはコンポストやら段ボールで処理をしております。コンポストに限っては補助金に廃止になったのが、なぜ廃止になったのかわかりません。もう一度再度復活をしていただきたいかなと思っております。

最後になりますが、有機農業から出されたこの資料の中に書いておりましたので、それをちょっと紹介させていただきますが、土から生まれたものは土に戻すと、生命の循環法、生ごみのリサイクルが大切だと、やはり土から生まれたものは土に戻すというのが一番のリサイクルかなと思いますので、できる限り土に戻して、体にいい野菜をつくってほしいなと思います。

ぜひこの地産地消、早期に何らかの手段を講じて、やはり観光客、それから、私たちみんながおいしいものを食べられるように努力をしてほしいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、16番、田中真理子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩します。再開は13時とします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

佐藤人巳議員から所用のため午後より早退届が出ておりますので、許可をしております。

次に、5番、佐藤郁夫君の質問を許します。佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 大変お疲れさまでございます。5番、佐藤郁夫でございます。どうぞよろしく願いいたします。連日お疲れさまでございます。議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして大きく4点ほど質問をさせていただきます。

まず、その前に昨日の東京秋葉原の通り魔による人命殺傷事件は、人の命の尊さ、重さ、これはどうなるのか、人の心の中まではわかりませんが、何がそうさせるのか、この世の中はどうなっていくのか、本当に大変心配されているところであります。

私とすれば、大事なことは、お互いの気持ちを大事にしながら、コミュニケーション、これはいろいろ中身はありますけれども、対話とか相談、それから、いろんなつき合いをする中で、それぞれの大切なものを感じていかなければならない、そういうことが大事だろうと思っています。

そういう中で、私は、私たちが子どものころは、集落では人々は地域の共同作業と近隣の互助、そして家族の協力で集落での生活を営んでいました。例えば、道普請や水路の清掃など、共同作業で田植えや稲刈り、冠婚葬祭、家の増改築、屋根のふきかえなど、近隣の互助でできていたものもありますし、子育てや高齢者の介護は家族の協力で成立をしていたと思っています。

しかしながら、時代の波が地域の人々を勤め先へと切り離して行って、日常的な協力や共同の体制が望むべくこともできなくなったというのが、そういう現状も起こってきたところでありまして、そして、現在の地方自治と申しますか、自治体ができ上がったと思います。

現在、地方分権一括法が施行され、自治体の自主自立が求められておりますけれども、どちらかという分権改革よりも財政難による行財政改革に日々迫られているのが現状ではないかと思っております。合併後の市長を初め執行部の皆さんの本当に日々の取り組みに心から敬意をあらわしたいと思っております。

また、議会といたしましても、市民の負託を受け議員活動を行っておりますけれども、なかなか市民の皆様は議員の仕事がよく見えないと言われることもございます。今回、先日議長も報告されましたけれども、市議会として三重野議長のもとに全議員が開かれた議会の現実に向けた議会改革の一環であります議会報告会が、市内3カ所で開催できたことは、私は大きな第一歩であると思っております。

今後は、いろんな反省や検証を重ねて、市民の皆様と身近な議会として取り組んでいかなければならない、必要性があると思っておりますし、一議員として御参加をいただきました、きょうも来ていますが、傍聴者の皆さんを初め市民の皆様は心から感謝を申し上げたいと思っております。

こういう思いを申し上げまして、本来の質問に入らせていただきます。

1点目といたしまして、寿楽苑の、庄内にございます民営化についてであります。

これまで市は行革プランに基づき、各福祉施設の民営化の方針を推進してきました。しかしながら寿楽苑につきましては、これまで民営化に向けた対応は、なぜ民営化しなければならないのか、その理由や経緯を、入所者や身請け人含めて家族等に十分な説明もせずに行革の旗の下、強引と思える手順で事務的に進めようとしております。

これでは、入所者の不安や不信が増大してきているところであります。こういう手法では、まさに弱者切り捨てにつながると懸念をされるところであります。そういった状況でありますから、今後どのように取り組みをしていくのか、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目で、これまでの対応についてであります。2点目として、総括と指導はどこ部署でどういう担当者でどこがされたのか、お聞かせをお願い申し上げます。それから、民営化しなければならない緊急性を具体的に述べていただきたい。それから、今後の手順や方法はどのようにしていくのか教えていただきたいと思っております。

次に、2点目でございます。昨日も同僚議員が質問もされましたけれども、私は、それに重ならない部分で由布高校存続推進につきまして質問をさせていただきます。

県教育委員会は、4月30日、高校再編の計画策定に向けた中間まとめを決めました。由布高校につきましては、1月に検討素案で打ち出した廃止の方向を変更をしました。連携型中高一貫教育の導入による存続の可能性を秋まで検討することになりました。由布市民としては大変うれしいことでもあります。

しかし、これからが正念場と思っております。今後、由布市としてどのように存続実現に向けた取り組みをしていくのか、以下の点についてお伺いをしたいと思っております。

1として、推進室等の設置の考えはあるのか。体制の確立でございます。2点目で、地元中学校から由布高校へ進学者の増加対策は。予算面で対応するとあるが、どのくらいの額になるのか教えていただきたい。4点目で、短期間で存続推進を図る具体的な取り組みを教えていただきたい。

次に、3点目であります。これも昨日同僚議員が質問をいたしました。しかしながら私も聞きたい部分がございますから、重複しない部分で質問をしたいと思います。

企業誘致の取り組みに関しましては、市長はこれまで「具体的立地に向けてスピードを上げて対応できるよう担当の総合政策課を中心に課を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、全庁的に取り組む」と答弁をして、また昨年も立ち上げをされました。

これまで誘致の進捗状況はどうなっているのかお伺いしたいと思いますし、1点目として、昨年誘致した企業は何社あるのか。2点目として、プロジェクトチームの活動状況はどうなっているのか。3点目で、由布市土地開発公社の所有土地の有効利用は考えているのか。4点目で、

今後は誘致に向けてどのように具体的に取り組んでいくのか、また、昨年も申しあげましたけれども、専従担当者の配置は考えないのか。これらを質問したいと思いますので、具体的に御答弁をお願いします。

次に、4点目でございます。これも昨年の私、5月議会で市長に質問をいたしましたし、したがって、議会より指摘されたことの市長答弁その後の取り組みはどうなっているのか、お伺いをします。

市長は昨年9月議会で、「自分が示した意思が職員に伝達され、施策が反映できるように取り組みを進める。今後は市長、副市長を中心に答弁を検証し、各課ごとに答弁後の施策の進捗状況を確認していく」と答弁をされております。これらどのように進めてこられたのか、具体的にお伺いをいたします。

まず1として、検証、検討の具体的取り組みは。2として、職員に伝達するシステムは確立されているのか。3点目の職員間のコミュニケーションは図られているのか。これらをお聞きしたいと思います。

以上、大きく4点質問をいたしましたので、明快な明確な御答弁をお願いしておきたいと思えますし、再質問につきましてはこの席でさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、5番、佐藤郁夫議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の寿楽苑の民営化についてでございますが、まず、これまでの対応につきましては、平成18年11月に策定しました由布市行財政改革実施計画、由布市行財政改革プランに基づき、これまで行政が担ってきた業務を民間にゆだねることにより、市として確保しなければならない市民サービスの水準を維持するとともに、行政資源の有効活用による新たな行政需要への対応と、雇用創出等による地域の活性化を図ることで、将来にわたり行政サービスを安定的に供給し、市民サービスにこたえ得る市政を目指していくことといたしました。

寿楽苑につきましては、民間活力の導入を検討する施設として位置づけ、平成21年4月からの民営化に向けて作業を進めることといたしました。

平成20年3月に、入所者へ民営化について意見を聞く機会を設け、説明会を2回行いました。

また、副市長以下関係職員で、3月13日に正職員に、4月18日に臨時職員、嘱託職員に、民営化に係る意見・要望を聞く形で説明会を実施し、5月9日には寿楽苑に身元引受人の皆さんに集まっていただき、同じく意見・要望等をお聞きし、民営化されても入所者の負担金は、国の基準もあり負担金の額の決定は、その施設が所在する市にありますので、民営化されることによる負担金の変動はありませんということや、入所者におかれても引き続き入所することができることなど、サービスの低下にはならない旨の説明を行い、御理解をいただいているところであり

ます。

次に、総括と指導の部署でございますが、高齢者福祉を所管します健康福祉事務所の福祉対策課に担当させ、行財政改革推進課とも連携をとらせておるところであります。

次に、民営化しなければならない緊急性を具体的にこの質問でございますが、養護老人ホームにつきましては、厚生労働省の通知によりまして、従来の措置施設としての位置づけに加えまして、要介護認定を受けた入所者につきましては、外部からの介護保険サービスを受け入れることのできる施設にするか、直接介護保険サービスを提供できる施設にするか、あるいはこのサービスをあわせ持つ施設にするか3つの形態が示されておまして、今後の寿楽苑の進むべき方向性を検討する必要に迫られているところであります。それによって今回、民営化を進めているところでございます。

さらに、寿楽苑は従来型として施設運営は、当分の間は可能でございますが、入居者の平均年齢は80歳を超えておまして、現在の夜間宿直員体制や外部からの介護保険サービスのみでは、近い将来、入居者の健康状態や介護度に応じたサービスが厳しくなると思っております。

このようなことから、寿楽苑を老人ホーム施設として引き続き存続させるためには、民間に移管することが望ましいと考えております。

次に、今後の手順や方法はどのようにしていくのか、教えてほしいとの御質問でございますが、今後の予定といたしましては、引き続き入所者や関係者に説明を行うとともに、7月中にガイドラインの策定を行い、関係者や市民へ公表、8月には事業受託者の募集、選定委員会を設置し、9月までに事業受託者を決定したいと考えております。

2点目の由布高校の存続推進に向けて、市として推進室等を設置する考えはあるかということでございますが、県教委との協議や中学校と高校の連携をより一層進めていかねばなりませんし、あわせて小中学生や保護者への説明会も開催していかねばなりませんので、早急に推進室等の設置を検討してまいりたいと思っております。

次に、地元中学校から由布高校への進学者の増加対策についてでございますが、昨日の小野二三人議員の答弁で申し上げましたように、市内の小中学生や保護者等に対しましては、地域の子どもは地域で育てる連携型中高一貫教育のすばらしさについての説明を重ねて、御理解、御支援をいただきたいと考えております。

また、由布高校の将来像についてのパンフレットを作成し、市民の皆様提示することにより、一人でも多くの生徒が進学を希望するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予算面で対応するとあるが、どのくらいの額になるのかということでございますが、中高連携への取り組みのためのパンフレットの作成や先進校へのPTAの皆さん、議員さん、そして自治委員さんなどの委員の視察研修のため、当面の経費として、今回の補正予算に由布高等学

校振興協議会への補助金250万円を計上いたしております。

また、その後の経費につきましては、存続が決定しましたら早急に検討してまいりたいと思います。

次に、短期間で存続推進を図る具体的な取り組みはという御質問でございますが、県教委が4月30日に発表しました中間まとめでは、存続をするかしないかの決定を秋の早い時期に発表するとしております。

存続のためには、短い限られた期間ではございますが、保護者や市民の皆様にも連携型中高一貫教育の周知を図ることはもちろんであります。市民の皆さんの存続に向けた熱意が不可欠でございます。市民の皆さんの理解と支援がどれくらい得られるのか、存続に向けてのうねりが見えることが必要だと考えております。

そして、子どもたちの由布高校への進学希望の増加が見えるが、存続への必須条件となっているところでございます。

3点目の企業誘致及び推進体制についてお答えをいたします。

プロジェクトチームの活動状況並びに今後の取り組みにつきましては、昨日の藤柴議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

企業誘致につきましては、昨年からの誘致企業はございません。また、現在のところ具体的な問い合わせもございません。

次に、土地開発公社の所有土地の有効利用についてでございますが、公社の経営状況報告にもございましたように、現在、公社所有地につきましては、取得時の目的で事業展開が非常に困難な状況になっておりまして、市の財政状況から公社において借入金の借りかえを繰り返し、利子のみを支払っているところでございます。

処分を検討すべきではないかという御意見もいただいておりますので、企業誘致候補として前向きに検討させていただきたいと思っております。

専従職員の配置につきましては、積極的な誘致活動を推進するには、現在の職員体制では決して十分だと考えているわけではございませんが、行革における職員数の適正化、本庁方式を目指した組織の再編計画等、直ちに専従職員を配置できる状況にはありません。それで、現体制の中で積極的に取り組ませてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、小規模集落の問題も含め、過疎化の進行抑止のためにも、企業誘致に対する期待は大きいものがあるかと思っております。情報の収集に意を払いながら、県を初め関係機関等の力もお借りする中で推進してまいりたいと考えております。

次に、議会より指摘されたことの市長答弁後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、検証、検討の具体的名取り組みについてでございますが、議員質疑に対する市長答弁検討表の様式を作成いたしましたして、毎議会終了後早い時期に課内で協議、検討の結果、あるいは検討方針を決定し、その後、課長より担当部長に提出、部長は報告を受けた後、直近の部長会に報告するようにしております。

しかし、そのことが徹底されていない部分もありますので、今後一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、伝達するシステムは確立されているのかでございますが、緊急を要する伝達事項は別といたしまして、部長会を通じて連絡をし、各部長は主管する課長会議を開催し、課長より職員に伝わる形になっております。今年度より部長会の会議録を総務課より全職員にメール配信することにしております。

また、朝礼につきましても実施していない部署もありましたので、再度全部署で実施するよう指示したところであります。

次に、職員間のコミュニケーションは図られているのかということでございますが、合併当初に比べまして、随分職員間の融和は図られてきたと感じておりますが、職員間のコミュニケーションが円滑でなければ仕事は進みませんので、まだ十分でない部分もあることから、今後も一層職場環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 1点目から順次再質問をさせていただきます。

まず、寿楽苑の民営化についてでございます。まず最初に、昨年、3月議会で同じようなことを質問をしております。そのときに、これは市議会報でありますけれども、市長答弁はこうなっております。「施設の廃止は考えていない。今後も市民、有識者などから意見を聞いて、あらゆる検討を重ね、利用者、保護者に説明し、理解をいただいた上で民営化に向けて判断をしていく」、この福祉施設につきましてそういう市長答弁をされております。

その中で、今の中で、これまでの対応でちょっとなかった部分でありますから、最初からお聞きをしますが、この中で、市公有財産管理委員会で検討してきたと、いろんなことを、これは、ほんなら昨年の3月議会以降、もう1年以上になります。どういう部署でだれがどういう形の中で民営化に向けて検討をされてきたのでしょうか。わかる方は、市長でもいいんですが、部長でもいいんですが、副市長でもいいです。教えてください。

ないんですか。答弁後で、後でわかった方でもいいけども——議長。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） したがって、私がここでかなり言いたいのは、民営化に、当然行

革プランでございますし、今の私は前段で、前文で申し上げました。地方議会、分権改革よりも、財政難でありますからそれぞれ苦しいと、したがって、市民の皆さんに、民営化をするのに重々説明を申し上げながら、そういう改革もしていかなきゃならない、そういう点をどう、この答弁のための答弁じゃないかと申し上げるしかないんです。

こういう状況をここにおるみんなで共有してきたはずと私は確認しておりますが、そういうことすら覚えていない。これが第一の問題です。だから、これはわかった後で、何回して、どういう形でしたか、御報告を、市長お願いします。

次に、問題は、こういう入所者というのは、私考えますに、今回くしくも文教委員会に入らせていただきました。したがって、各施設含めて都度皆さんにお話をする、そういう機会ございまして話もさしていただいております。

したがって、そういう入所者や利用者や職員の方ともお話をさせていただきますが、このことにつきましては、本当に悪いけど、突然ことしの、今の報告でもございました。本年3月に2回、13日やいろいろな正規職員、職員、今、臨職も含めてある。

ほんならこの1年間は何をしていたんかと、これだけ官から民へいろんな状況が移さねばならない、そういう状況をだれがほんなら責任とって、こういう説明責任をしてこなかった責任はどうなるのかと、この辺、私きちっとやっぱり抑えていかないと、いつまでたっても改まらんわけです。

今の説明を受けましても、統括の指導は、市長の今答弁では、福祉対策課、福祉事務所でしょうが、それと行革室がすると。私が、各施設やら各職員に聞いてみますと、これは行革室だろうと、これは総務だろうと、財政です。それから、公有財産ですから、契約管理課とか、それから現場。

ただ、現場は極端に申し上げますと、皆さん働いている中で、自分たちの職場を奪われるということになれば、なかなかしたくてもできないというのが私は人情だと思うんです。

したがって、市長が昨年3月で答えた「今後あらゆる検討を重ねて利用者に説明して御理解をいただいた上で判断していく」というのに違反しておりはしませんかと、これにつきまして市長、どうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 説明を十分行う中で、入居者の皆さん、そして職員にも十分理解をしてもらおうということで話し合いを進めてきたところであります。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 私、それは合併して、極端に言いますと3年目です。3年、11月が来れば4年目になる。そういう状況で、品よく言えば、器はできましたよと、しかし、

その中身とすれば非常に厳しい状況になってはしないか。だから、この最後のところですべてをまた申し上げますけど、これすべて関連しております。議会から指摘されたということで、ずっと集約していますからこの質問順にしました。すべて関連ございます。

ここで、私は本当に約束をしていただきたい。市長、副市長初め、各部長初め、各課長初め皆さん本当に大変です。日常の業務の中で。しかし、我々議員といたしましても一生懸命市民のため、そういう弱者のために頑張ってやって、そして、結果的にそういう形になればどうしようもないんでありますけれども、その分を本当どこかに、子育てとかしますよと、そういうビジョンでもあれば、私はそれで救われるんですが、そういうことも本当に総花的な形をとっておりますから、非常に残念でなりません。

1点、これは緊急性の中で今説明がありました。御答弁ありましたけれども、本当に私は前段からずっとこれ続いているというのは、行財政改革で財政難である。したがって、今、老人ホームが赤字経営かと、しかしながら、3月議会で文教委員さん皆さんびっくりしましたけれども、赤字でございませぬ。退職手当組合だつてすべてまかなっておるわけでありまして、財政難でもない、私あのとき申し上げましたけども、身寄りの内、行き場のない、そういう人たちをだれがどこで見ると、そうならば、公的な責任は、私はありはしないかと、そういうことをすっばく申し上げました。

結果として、そういう財政から見てもそういう緊急性がないじゃないですか。これほんならいかに皆さんが整理していくんですか。福祉事務所長、どうお考えですか。財政面に関して。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 5番、佐藤郁夫議員さんの御質問にお答えをいたします。

財政面はちょっとおかしていただきまして、養護の老人ホームを考えますときに、身体的な方々が入っているわけじゃなくて、収入が少ないだとか、社会に順応できない方、また、家でおると虐待を受ける方とか、1人では生活ができない、こういう方が今入っている、社会的、経済的要因の方が養護施設には入っているわけでございます。

今のところは何とか外からのサービスの支援を受けながら運営をしておりますけども、先ほど市長答弁にありましたように、中の入っている方が80歳を越すような方々が今たくさん入っているわけです。そうなりますと、今の施設では、施設が古くて見れない部分もありますし、今介護している職員では対応し切れない部分があると。

一番困っているのは、入所者とか職員が一番その対応に困っているのではないかとということで、こういうことを解決するためには、最終的には民営化する方がいいんじゃないかという考え方があります。

財政面の方を考えてみますと、建てかえの経費だとか、もう一つ今一番困っている、ほかの施

設も困っているのが、介護職員、職員の確保というのが大変困っております。そういう面から考えますと、民間に移管をした方がいいのじゃないかというような考えのもとに民営化に踏み切ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 今聞いていますと、緊急性はないわけでありまして。したがって、私が言いたいのは、こういう手法というのが非常に市民の方からやっぱり疑問を持たれているんです。これこそが役所いかなものかと、そう言われんがためには、きちっとしたやはり命令系統から、きちっとしたことをしたその、悪いんですが、締め、それをやっぱりだれがするんかと、そこ辺を投げかけられておりますから、ぜひともその点は考えていただきたいと思っております。

今、事務所長言われたように、それは当然個室化で、それぞれ方向になっておりますけれども、現実的にそこに入られた方がそういうことを申し上げたんかと、そういうことは恐らく意見の中で少しは出たんでありましようけれども、現実的にはそういうことになっていないのであります。

それから、予算面で申し上げますと、そういう黒字経営の中で、果たしてそれをほんなら、そういう職員もおりますから、一般にふき直せば、その分は必ず財政の負担になるわけですから、逆行するんです、この行き方は。

したがって、十分そこに至るまでの過程をきちっと来年4月といっても、私はもう随分遅いと思っておりますし、またこれは、ほかの施設のようにすぐ先延ばしになるような状況にも恐らくなるんじゃないかな、そういうふうにも思っておりますから、十分検討をされますように、この分については要望しておきます。

続きまして、高校の存続推進でございます。これにつきましては、教育長、次長等にお聞きをしますが、昨日聞かなかった分というか、言われなかった分だけでお聞きをします。

1点目の推進室等の設置をするということでありまして、この分は積極的にやっていただくんだと、これが県やらいろいろなところから見たときに、熱い思いだろうと、その一端だろうと思っております。

ただ、大分合同にもございます。5月29日の新聞で「将来像が見えず厳しい由布高校存続」と、地域懇話会で、その中に父兄から出て、PTAの皆さんから出た言葉で「大学受験への対応をはっきり示さなければ、由布高校には通わせられない」、これが私が申し上げている。

ただ、この件につきましては、県の対応、高校の対応でございます。しかしながら、市としてどこまで踏み込んで、具体的に、例を挙げますと、特進をつくっても結構なんです。これは私が誤解されても困ります。私は、心配の余り、そういう御父兄が、悪いけど進学校の御父兄からそういうあてがないような、今新聞のような、とっと一緒なんです。

なければやっぱり由布高校にやれないと、したがって、由布高校にやったときに、果たして、それは22年から20何年ですからいつになるかわかりませんが、その対応がとれるんかと、国立大学の枠が保障されるのかと、それならばやりたいという裏返しなんです。したがって、私はあのときにああいう発言をさしていただきましたけど、誤解をされては困ります。

したがって、教育長にお聞きします。具体的に県教委ないし高校とどのように大学進学についてどうしようかと、そういう具体的方法を考えられているのか、お尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 佐藤郁夫議員の御質問にお答えをいたします。

今、由布高校を中心にいたしまして、子どもたちのニーズに対応する学科、コースの策定をいたしております。その中に、国立進学コースというものがございます。これは、地域子どもたち、あるいは親の希望を取り入れたコースでありますし、ぜひ普通科高校として中高一貫教育の大きなねらいでありますそういった進学という、すばらしい進学実績の誇る高校にしていきたいということでございます。

そのための、実績がないからなかなか希望しないというのもございますけれども、今年度は国立コースに1名合格をしておりますし、これからそのためのいろんな推薦枠の獲得や、あるいは学科、教育課程の構成、それから教員の確保、そういったものに向けまして具体策を検討しておりますところでございます。

今、そういった意味で、由布高校のビジョンを策定しておりますけれども、いずれにしましても、出口の見える教育内容、それから、将来像というものが必要でございますので、いろいろなところで検討を重ねながら市民の皆様提示をして、理解、支援をいただいております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 私が申し上げているのは、今総花的にわかるんです。現実として市教委の限度、高校の限度、県の限度、いろいろあるわけではありますが、今、このうち私も6月何日だったですか、議会開会日にその説明を受けました。3町で中高一貫性の連携型の説明会を父兄中心にやっていると。

そういう中で、私は、やはりその父兄というか、生徒も含めて保護者が、やっぱり一番そういうところは心配なんです。進学校で決めて、そういう受け皿がない。したがって、具体的に申し上げますと、大分大学やら宮崎大学やら熊本大とかいろいろあるわけで、そういうところに出かけて行って、中高一貫連携で由布市はこういうことをやります。

したがって一定のレベルが要りますが、こういう1名ないし2名は受けてくれますかと、そういうことを県教委と含めてやっていくつもりであるのかということをお聞きしたいんですが、教育長どうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これはぜひやって、推薦枠も拡大をしていきたいと思っております。

ただ、今言われておるように、将来が見えないというのは現実そのものです。進学校をしてみると、どの程度にやるかというのは、本当に、このビジョンを書いて、それに絶対に近づいていくようにやるしかないんですが、我々としてできることは、高校と、それから市教委と一緒に、由布市を挙げて推薦枠の拡大を獲得していきたいという決意であります。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） わかりました。ぜひとも、私も一生懸命支えて、皆さんと一緒に頑張りたいと思っておりますから、どうぞその点はともにやっていきましょう。そして、少しでもそういう当該者の中学生の親を含めて不安を除いて、すばらしい由布高校づくりをしていこうではありませんか。

続きまして、企業誘致及び推進体制でございます。お聞きしますと、今まで問い合わせもない、プロジェクトは、きのう聞きましたが1回ぐらい、ただ、土地開発公社の部分につきましては前向きに検討する。

雇用対策やら過疎対策やら小規模対策やらを含めてやらなければならないというのはわかっているけれども、人員が足りないということでもありますから、ちょっと具体的にお聞きします。

これは担当の総合政策、担当課長でも結構です。県内で、市町村で具体的にきちっとしたそういう担当者を配置して企業誘致をしている市町村議会を含めたところがあるか教えていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

県内の18自治体のうち専任職員の配置を行っている市町につきましては、大分市、日田市、佐伯市、豊後大野市の4市と玖珠町の1町の合計5自治体でございます。特に大分市は3名、佐伯市も3名、玖珠町は2名、豊後大野市は1名であります。日田市については、昨年12月に9人体制ということで体制が敷かれているようでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。今言われたところはくしくもいろんな、中津はダイハツが来ていますが、キャノンマテリアルを含めて、これは大小問いませんが、現実

に実を上げております。

したがって、本当にこれは多くの議員さん含めて市民の要望で、私もちょっと調べてみた。行革の大綱実施計画に関する由布市行革推進会議もわざわざここ出しているんです。歳入も含めて、いかにして市を活性化していくにはやっぱり企業誘致しかないじゃないかと、だから、由布市に合った企業誘致をすべきという、どこを見てもあるし、これが今、市長の言われる「足りないからできない」というのは、私はちょっと、やる気の問題だと思っているんです。

何に充当するか、非常に難しいんです。けども、今言う、きょうからいっぱいみんな出ています。小規模集落やいろいろな対策、過疎やらも含めて、一つのやっぱり策じゃないですか。昨日も同僚議員申し上げましたけれども。

したがって、私はこれは、悪いんですが、この点、昨年も私また、9月等にも専従者で、こういう1年もなんも結局はできないんです。やはり、それぞれ職務に専念する人をつくって、その熱意というのが大事だろう。したがって、その点は、今度国体も終わりますから、その点は市長、十分に考えて、今後市の入りを考えるためにもぜひその考えはないのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 企業誘致につきましては、議員おっしゃられるとおり、本当に企業が来てくれるが一番いいわけでありましてけれども、前回のときも申し上げましたけれども、現状今、企業は本当に上げ膳下げ膳で来てくださいということでないとなかなか来てくれないのが現状であります。荒れた土地とか山林を提供して、これで来てくれますかといってもなかなか来てくれないのが現状でありまして。

今、先ほど答弁で申し上げましたように、今、開発公社が持っている土地というのは、開発がある程度できていると、そういうところを検討させながらしていきたいと思いますが、今のところ、先ほど答弁申し上げましたけれども、専従で1人ということは今のところちょっと難しいのではないかな、それでも企業を最優先でやらせる職員というふうには考えております。

国体の状況も見て、それから企業の立地の状況とかいうことも判断しながら考えさせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） ぜひともそういう点は皆さん望んでおりますし、こう過疎になってスポーツもできないような地域ができていますし、先ほど私も前段で申し上げました草切りとか道の道づくりとかいうのもできない状況、したがって、そこ辺のところの部分もやはり重点を置いていただきたい。

まずとりかかりの体制確立もしなくて、恐らく私は無理だろうと思っていますし、いいんです、

全庁的にやることは大いに結構です。しかしながら、日々の仕事の中で非常に後回しになるということを考えられますから、市長が今申されました国体終わって後の期待をしたいと思います。

次に、最後です。これは今まで私がずっと申し上げてきたことが全部であります。同僚議員もまたされますけれども、一つ改善はされております。様式を作成して、互助会なり通じて上がってくると、そして、コミュニケーションを図るためにも朝礼を全庁でやると。

私も同僚議員がしたときに、次の朝行ってみて、2つしかしていませんでした。庄内庁舎でございますが、非常に、ほかの庁舎はどうなっているのかと思いますし、まずは、いろんな問題が起こるということは、本当に私が前段で申し上げましたようにコミュニケーションのとれているかとれていないか、話とメールとまた全然違います。

メールにすれば、あっているか、あるか、いろんな問題もございますけれども、やはり肉声でお互い話をする中で、顔色を見ながら、この子は大変だなと、いろんな悩みがあるのかなと、いろんなこともやはり発見できる場合もあるんです。

いろんなモラルもありますけれども、今回のようなことも含めて、やはり偶然ではなかったと思います。チェック体制も含めていろんなことが言えますけれども、やはりコミュニケーションの不足であろうと私は思わざるを得ません。

それから先の取り組みというのは個々の問題でございますけれども、やっぱりきっちり研修でそういうところもして、市長の意思がやはり伝達できるような形をつくっていただきたいと思えますし、1点御提案を申し上げたい。

市長がいみじくも庄内町長時代に言われている言葉でありました。私も当時そういうことを聞きました。市長は報告・連絡・相談、いつかも使いましたけれども、これがやっぱり原点だろうと思っています。

したがって、今、自治体経営の中で本当に毎月毎月、極端に言えば民間で次の月はどげするんかと、今までどうやったんかと、本当そういうことを含めれば、きちっと市長、副市長で私は月に、この水曜日曜は各課長、各部長聞く日だと、そして私は、それぞれあると思うんです。いろんな部もありますし課もございます。

だから、市長、副市長がきちっとそういうのを吸い上げて、やっぱり、お前方の課はどうなっているのかと、今月はどうだったんかと、来月どうするんだ、本当に自治体経営という形の中でされるようなやはり仕組みをつくる、そういうことをやっぱりすべきなんです。

いろんな問題が起きたときに、後でいろいろ考えるよりは、やっぱり事前に予知できる部分もあると私は思っていますから、市長、この件につきましてはどうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりでありまして、きのうの6時に全職員を集めて、この

ことも申したとおりであります。この点については検証し、そしてまた、徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 本当に、これまた検証していきますから、ずっと残っていきまし、私も重々職員の皆さんに、やはりこういう議会で何が行われえているか、この前、議会報告会に随分、様子見たときに300人のうちに職員が半分参加していただきました。これはすばらしいことだと思いますし、議員の言っていることも少しはわかっていたんかな。

そういうことも含めて、やはり余金をかけんで、議場の放送はやはり各庁舎に流すべきだ、そうすれば、市長はどうやっているんだ、どういう答弁しているんだ、各部長、各課長はどう答弁しているんだ、そういうことから、耳からやはり入るようなシステムを私はつくっていただきたいと前から言っていますから、この点はまた充分検討されて、そういう方向でよりよい由布市をつくっていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、5番、佐藤郁夫君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩をします。再開は2時5分とします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、1番、小林華弥子君の質問を許します。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。2日目の午後となりまして、大変皆様お疲れとは思いますが、最後までぜひよろしくお付き合いいただきたいというふうに思っております。今回大きく分けて4つのことについて質問したいというふうに思っております。

まず1点目、行政評価システムの進捗状況についてお伺いいたします。

昨年の12月議会でも私質問しましたがけれども、行政評価システムの導入について、今年度から導入予定というふうになっておりますけれども、その後進捗状況はどのようになっているのでしょうか。具体的なシステムの内容、あるいは評価すべき対象事業、運用体制はどこまで進んでいるのか。

また、この評価システムというのは一定の効果があらわれるまでには年月を要するものと思

いますけれども、今後の運用の方向性と計画はどのようになっていますでしょうか。

あわせて、事務事業評価だけではなく、人事評価システムや職員の評価、育成制度にもどのように調査研究を進めているのか教えていただきたいと思います。

2点目、ふるさと納税、入湯税ほか目的税や特別税などの導入、登用についてお伺いをいたします。

このふるさと納税につきましては、昨日同僚議員さんが、これの受け皿となる寄附基金条例の設置を提案されました。私は大変すばらしい提案型の質問をされたなというふうに思うんですが、大賛成なんですけど、その条例を設置する前にちょっと基本的にふるさと納税についてどのように考えているかということを確認しておきたいと思います。

絡めまして、入湯税の運用については目的税ですが、市長はこの入湯税の運用を現状どう把握し、運用の方針を考えていらっしゃるのか。それから、このふるさと納税を含め、自治体の特別税や寄附制度などどう考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

3点目、地域審議会についてお伺いいたします。合併と同時に設置された地域審議会ですが、このたび委員の構成がえがあったというふうに聞いております。この2年間の地域審議会の審議内容と活動成果を市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

また、新しく委嘱された地域審議会の機能と役割については今後どのように活用していくお考えでしょうか。具体的な諮問事件は何を考えていらっしゃるのか、あればお聞かせいただきたいと思います。

4点目は、議会初日の行政報告を聞いて疑義に思うことということで、2点上げさせていただきました。1点は、職員の扶養手当の過払いが見つかったという点です。これは初日にほかの議員さんもお聞きしておりましたから、詳しい原因については結構ですが、1点だけ、返還請求をするというふうな意向を示されましたけれども、この返還請求をすることについて、例えば組合などと折衝は行ったのかどうか、行っていれば、その経緯を教えてください。

同じく行政報告の中で、挾間地域の下水道事業を中止するという報告がありました。これについては、市長が中止の決断をしたということは大変な決断だったというふうに思うんですが、その決断は将来的な由布市全体の都市計画をどう考えるかということと深く密接に関係していると思います。市長が下水道事業を中止する決断をしたということであれば、将来的に由布市の都市計画像をどのように描いていらっしゃるのか。

また、代替下水処理対策をとるというふうに言われましたけれども、具体的にどういう対策をどのように進めるおつもりかお聞かせください。

再質問はこの席からさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 1 番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の行政評価システムの進捗状況についてでございますが、行政評価につきましては、近年、多くの地方自治体でその導入が本格化しております。由布市におきましても行財政の効率的な運営と主体的な政策形成を行うための客観的な指標として、さらにまた、その評価の過程と結果を公表することにより、情報公開と説明責任を果たす有効な手段であると考えておきまして、これまで調査研究を進めてまいりました。

この結果、ある程度の事務処理の手順がまとまりましたので、今年度より一部を試行したいと考えております。

具体的には、限られた財源と職員の有効活用、成果を重視した行政システムの確立、総合計画の進行管理とその成果説明の3つを目的として、事前評価と事後評価を行なうようにしたいと考えております。

事前評価の対象事業は、新たに財源を必要とする新規事業と継続事業のうち新たな財源が必要となる変更事業を対象に考えております。

また、事後評価については、事前評価の対象となった事業と継続事業で3年を経過した事業、さらに事前評価、事後評価ともに特に重要で評価が必要な事業を対象に考えております。

また、その評価の運用体制としては、内部組織として評価委員会を設置するとともに、外部評価機関としては既に設置してあります政策懇談会をお願いをしたいと考えております。

次に、議員御指摘のように、このシステムを確実に定着させるためには数年の歳月が要すると考えております。そこで、今年度は行財政改革推進課を主管課として、事前評価事後評価それぞれ2つから3つのモデル事業を抽出して、7月から9月にかけて評価を行いたいと考えております。その結果を、マニュアルとなる事務処理要綱にまとめまして、21年の1月から3月にかけて職員研修を行う中で、その周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに、平成21年度は、各担当課ごとにモデル事業を定め評価を行うとともに、職員研修を重ねた上で平成22年度から徐々に評価事業を拡大し、本格実施に向けていきたいと考えております。

次に、人事評価システムや職員の評価、育成制度についてでございますが、県内市町村の勤務成績の評定の実施状況を見ますと、平成19年度で18市町村のうち8市町で実施されており、10市町村は未実施となっております。実施率は44.4%となっております。

さて、国における人事評価システムの導入につきましては、平成18年1月から6月まで第1次試行として、本省の課長及び課長補佐級を対象に実施、平成19年1月から6月までは第2次試行として、本省の室長、係長及び係員に拡大して実施、平成19年10月から本年3月までは、地方機関まで拡大して実施している状況でございます。

由布市におきましても、行政課題が複雑高度化している中で、市民の期待にこたえ市民本意の良質で効率的な行政サービスを提供するためには、職員一人一人が高い能力を備え、かつ適材適所の配置を行うことが必要であると思っております。勤務結果に応じた適切な処遇を行うことで、勤務意欲を向上させることも公務能率を向上させる上で必要なことであると考えております。

現在までの調査によりますと、地方公共団体における人事評価制度については、多くの団体で試行段階にあり一定していない状況であります。また、人事評価制度の導入にかかる地方公務員法の改正案は現在国会で審議中であり、法制上の人事評価の定義もまだ固まっていないところであります。

改正案によりますと、職務を遂行するに当たり発揮した能力、評価と、職務を遂行するに当たり掲げた業績評価を把握し、遂行するに上げた業績評価を把握し、勤務成績の評価につなげ人事評価となり、その上で人事管理の基礎として活用するということとなります。

由布市といたしましても、今後も調査研究を進めてまいります。かなりの事務量があることや、加えて評価訓練や研修が必要となり、職員組合との協議もありますので相当の期間を要するものと考えております。

職員の育成につきましては、由布市職員研修基本計画を策定し、市職員として備えるべき能力の開発を計画的継続的に行ってまいりたいと考えております。

2点目のふるさと納税、入湯税ほか目的税や特別税等の導入についてお答えをいたします。

目的税の入湯税の運用につきましては、市長は現状をどう把握し運用の方針をどう考えているかということでございますが、入湯税の使途につきましては、地方税法で環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備、観光施設の整備、観光振興に要する費用に充てるため、入湯客に入湯税を課すると規定されております。

入湯税は、これらの事業に限定して充当することになりますが、入湯税が税であることから他の税と同様に一般財源扱いとなり、事業に対する財源表示がされません。したがって、入湯税をどのような事業に充当したかがわかりにくくなっておりますが、厳しい財政状況の中入湯税は貴重な財源として、先ほど申し上げました5つの事業に充当しているところであります。

ちなみに、18年度は1億2,000万円程度の収入があり、し尿処理施設建設償還負担金や消火栓設置の補助金、さらには街並み景観統一整備事業、観光協会や祭り事業等の補助金に充当したところであります。

入湯税の運用方針につきましては、財政状況が厳しい中、入湯税を課税できる由布市といたしましてはこの財源により事業の整備が進められることは大変ありがたく思っておりまして、今後もこの税が入る限りこれまでと同様に税の充当が可能な5つの事業の整備に向け、引き続き努めてまいりたいと思っております。

議員御承知のとおり、ふるさと納税の制度につきましては、都会に転出した方が、成長する際に地方公共団体が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないかとの地方からの要望や、生まれ育ったふるさとに対して貢献または応援をしたいという納税者の意見などを踏まえ、議論討論が行われてきました。

現住所地の地方公共団体に納付すべき個人住民税の一部を、納税者の選択によりましてふるさととの地方公共団体に納付できる、いわば税分割方式が当初検討されておるようではありますが、住民税における受益と負担の関係、課税権を初めとする税制理論上、さらに都市部の強い反対もあって、寄附金税制の全体の改正にシフトしたと聞いております。

こうした背景のもとに、住民税における寄附金控除が拡大されたことから、その受け皿として全国的に寄附金条例制定の動きが加速的に進むと予想されます。制度の導入についての考え方は、早期導入も考えておりますという、昨日渕野議員に御答弁を申し上げたとおりでございます。

ふるさと納税制度を含め、自治体の特別税や寄附制度等をどう考えるのか、由布市としてはどのような方向でこのような寄附制度、もしくは目的税や特別税の徴収運用を目指す考えかということでございますが、ふるさと納税制度や寄附金制度につきましては、県内では九重町が先行し募集を行っているところですが、由布市といたしましても特色ある事業に充当できるよう新たにふるさと納税や寄附金制度を設けたいと考えております。

特に、湯布院地域は観光客が年間に400万人も訪れておりまして、湯布院というネームバリューを最大限に生かすことで、ふるさと納税や寄附金制度に御賛同いただける方が見込まれることから、新設に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域審議会についてお答えをいたします。由布市の地域審議会は、平成18年2月に挾間、庄内、湯布院の3振興局単位に設立し、合併時に策定しました新市建設計画の変更に関すること、新市建設計画の執行状況に関すること、また市長が必要と認める事項などを審議していただくことを目的に設置され、地域課題解決に向け、議論を重ねていただいているところでございます。

これまでの2年間の経過につきましては、平成18年度に由布市総合計画の策定に当たり、地域の基本計画案の策定を諮問いたしました。地域審議会委員各位の御尽力により、挾間、庄内、湯布院3地域ともこれまでのまちづくりを大切に、さらに由布市としての発展を目指す計画案をつくり上げていただき、既に計画として執行されておりますことは議員御承知のとおりと思っております。

さらに、合併協定書の3条の2項の規定に基づく市長への意見具申として、庁舎問題と振興局の役割、高齢化、少子化等の課題解決のための提案といった地域に深く関係する御意見をいただき、施策、組織構成への反映に努めているところでございます。

今年2年間の任期満了を迎えまして、審議会委員の改選を行い、2期目をスタートしたところでございます。3地域の市民の意見を行政に反映するための機関として、審議会の機能役割をさらに果たしていただくことを期待しております。

特に、審議会で策定していただきました総合計画、地域計画の進捗状況の評価及び課題について御意見をいただくことが必要であると考えております。継続的な事案であり、3地域でそれぞれ課題や視点が異なることから、諮問とすべきか意見として提出をお願いするか現在検討しているところでございます。

合併後、10年間という期間で設けられた地域審議会の有効な活用について、議会におかれましても御指導をお願い申し上げます。

次に、6月議会提出の議案及び議会で報告される市長の行政報告その他に関連して疑問に思うことで、市職員の扶養手当について過払いが見つかったとの報告があったが、この原因等についてお答えを申し上げます。

まず、最大の原因といたしましては、扶養親族として認定できる収入が130万円以上あるにもかかわらず、届けなしと認定され支給され続けてきたことにあり、さらにはその原因は親の扶養認定について、国民年金及び遺族年金を受給したことにより130万円の基準を超過したことであります。

税法上、非課税所得とされる遺族年金や障害者年金及び労災年金等について、扶養手当の認定の基準となる所得年額、所得の年額の欄記入において恒常的な収入と見なさず、記載しなかったことでありまして、またさらには年金等受給が満額支給となり130万円以上になったにもかかわらず、取り消しの届け出を怠ったことによるものであります。

いずれにいたしましても、扶養手当の支給に関しては合併前の3町とも同じ制度でありまして、旧町で認定したものを合併後の由布市に引き継いできたこと、由布市になって改めて扶養認定事務を行わなかったこと、また該当職員及び給与担当職員の認識不足、加えて主管課長及び総務担当課長の確認が不足していたものと思われまます。

次に、返還請求に関して組合と折衝についてでございますが、扶養手当過誤払金につきましては、法的根拠のないものでございまして、該当職員は不当利益を受けたこととなり、組合と協議すべき内容ではないと判断しておるところでございます。しかしながら、組合も職員で構成されており、事の重大さを認識していただくためにも協議はいたしたところでございます。

次に、様式の問題と行政の責任についてでございますが、扶養親族届に基づき扶養認定をしております様式につきましては、国の制度と同じ人事院様式で定められているものを使用しております。その中で所得の年額の段について工夫を凝らし、誤った解釈とならない表現が必要であろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、扶養親族届の様式については直ちに直直しを行うとともに、年金等恒常的な所得等表記についても誤解釈の起こらないように説明書添付を行い、周知を図り、再発防止を徹底したいと思います。

次に、挾間地域の下水道に関する御質問にお答えをします。

挾間地域の下水道事業を中止する方針といたしましたが、汚水や生活雑排水の対策は市民生活を快適に送る上で必要不可欠なものと認識をしておりますので、その代替案につきましては至急検討することにいたしております。

現在の公共下水道処理計画区域の大幅縮小、合併処理浄化槽の普及促進による汚水、生活雑排水対策などが考えられますが、具体的な区域設定や普及促進の方法につきましては、市の財政と他の調和、費用対効果などの観点から慎重に評価を行い、決定してまいりたいと考えております。

検討結果につきましては、公共事業再評価委員会に諮るなど適切な評価をいただき、その後はできるだけ速やかに実施してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。それでは、再質問を幾つかさせていただきます。

順不同ですが、まず行政評価システムについてはよくわかりました。大分順調にシステムを導入していったら、先ほど午前中の同僚議員が全事務事業を一遍にやるのではなくてモデル事業からやったらどうかという御提案がりまして、その時に答えていただいてもよかったんですけども、今聞くと今年度とりあえず二、三事業をモデル事業としてやるということですので期待をしたいと思えます。

市長御自身も言われてましたけれども、この行政評価システムの効果があらわれるのには数年かかると。評価システムを導入して、その評価結果を次の年の予算編成に反映させるのが目的でありますから、評価をして次の予算編成をして、その予算編成の結果がどうだったのかという結論が出るのは、早くても3年4年後になるわけですね。

それを受けて、新たな再検討をし直して、本当にその行政評価システムが生きてくるのは数年かかるわけです。ですから、ぜひモデル事業からでもいいので早く着手していただきたい、市長の残り任期をかけてでも、一定の評価をある程度出しておいていただきたいと思えます。

人事評価システムについてですけれども、もちろんこれ相当の期間を要する大変難しい事業であります。市長御自身も言われていましたように、今国会審議中である国家公務員法の一部を改正する法案については、これが可決されましたら、地方公務員法ですね、国家公務員法の方が可決されたら同じく横並びで可決されるんじゃないかと思うんですが、地方自治体は任命権者は

人事評価システム持たなければいけないということが必然的に求められてきます。

早いうちに、そういうことが決まってからではなくて早いうちに、由布市はどういう評価システムをつくるのかというのを早いうちから検討していただきたいというふうに思っております。これは、先ほどの答弁で十分わかりましたので再答弁は結構です。

地域審議会についてですけれども、最初の2年間の一番主な仕事は、総合計画の地域別計画を検討することだったというふうに思っておりますけれども、それは確かにそうですけれども、そもそもこの地域審議会にどういう機能と権限を付与するかということが当初から議論されておりました。

それぞれの地域審議会の中で、議論の内容やそのスピードにいろいろ温度差もあったようですが、今後私はこの地域審議会のあり方こそ今後の本庁舎方式に移行した後の地域の振興をどういうふうに図るかという一番重要なバロメーターになってくるのではないかと思いますので、これから2年間の地域審議会のあり方非常に重要だというふうに思っております。

諮問をするのか意見を聞くだけなのか、これから検討したいということですのでけれども、これはお互いに、地域審議会自身には自分からみずから議題となるものを提案して市長に意見具申できるというふうに権限を付与してありますので、ぜひ有効な活用をしていただきたいと思います。

1点だけお伺いしたいんですが、どこ、湯布院だったか挾間だったかの地域審議会が、過去会議を開くたびに議事録みたいなものをニュースにして公開してたと思うんですね。自治分配してたから湯布院じゃないかなと思うんですけど、ああいうことは今後地域審議会どこかやるおつもりはあるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 湯布院地域振興課長か、局長か。

○湯布院振興局長（太田 光一君） 湯布院ですけども、ことしの第1回の会議をもう既に行っております。昨年度も、会報といいますか出してしておりますので、引き続きこういったことはやっていきたいなと思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ぜひやっていただきたいなと思います。ほかの地域審議会もぜひ、地域審議会でどういうことが話されてるかというのが住民が知ることによって、地域審議会と地域の意見を代表する委員会、諮問組織でもありますので、ぜひその情報公開積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、下水道事業中止の件です。もちろん、その代替案をこれから検討するというのはわかりましたけれども、市長のお考えとして下水道事業を中止するというふうに言い切ったことはこれ大変な決断だったと思います。

続けるにしてもやめるにしても、大変難しい問題だと思うんですが、ただずっと何回も中止す

るという決断をした理由を聞いてますと、財政難だから財政的なめどが立たないからというのが一番の理由だというふうにおっしゃっています。それは確かにそうだと思いますが、ただそれだけ言っても納得しないと私は思います。

こういう一大事業は、目の前の財政が厳しくなったからやめるとか、お金の余裕があればやるというべきものではないと思うんですね。由布市の将来像、挾間地域の将来計画をどういうふうに描いていて、20年30年先のために必要な事業かどうかという判断があつて中止するか継続するかというその部分を言わなければ、もちろん財政難も理由ですけども、本当の公共事業というのはお金があればやる、お金がないからやれないということではなくて、本当に必要であれば幾ら借金をしてでもやらなければいけないというのが公共事業だと思うんです。

そこを、いや挾間地域で下水道事業はもう中止するんだと、やらないんだと言った以上は、その挾間地域の将来像をどういうふうに描いているのかというところをまず言って、そのためにこの決断をしたんだというその理由が私は欠けているのではないかなあというふうに思うんですが、今回中止すると私は多分四半世紀、へたすると半世紀以上もう挾間には下水道は引かれないんじゃないかというような思いすら抱いてしまいます。

その時に、例えば30年先40年先を考えたときに、もうこれ以上挾間地域は人口が爆発的にふえないし、その人口密集度も高くないし、そうしう都市図を描いているから公共下水ではなくて合併処理浄化槽を普及させることで適正な下水道処理ができると、そういう将来像を描いるから中止したんですとか、そういう市長判断がなければ単に財政が厳しいからというだけでは納得されないのではないかなあと思いますが、市長そこはどういうふうに思い描いてらっしゃるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 質問の趣旨もよくわかるわけでありまして、この公共下水は中止期間を5年間というふうに限定をしております、それをもう過ぎて今回進むか退くかという決断をしなければならぬ年になっておるわけでありまして、それが延びれば延びるほど、もし中止した場合についてはまたその延滞金等々が膨大に膨れ上がっていくと。

そういうような、もう時間を区切られておるといふような状況での判断でございまして、いずれにしても将来的にはそういう公共下水とかあるいは合併処理でやるかということについても十分考えていかねばなりませんけれども、今の現段階ではこの5年間の中止を過ぎて市としてどのような対応をするのかということで、県の方も国の方も対応を迫っているわけでありまして、私としては中止の方向でいくということをお答えをしたわけでありまして、きょう課長が九州の国土交通省に行って相談をしているところでありますが、これは評価委員会ですら中止ということを決めたわけでありまして、今回またそういうこと、中止ということありました。

もう1回、その評価の委員会にかけて正式決めるべきではないかというような話もありますので相談に行ってるわけでありますが、いずれにしても将来的な計画というのではなくて緊急を要することで決断をせざるを得なかったということであります。将来については、今後、当面の地域を補完しながら将来的には考えていかねばならないと思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 切羽詰って、結論を迫られて大変苦しい決断だったということは重々わかるんですね。私は、中止した決断、中止という市長の答えが悪いとかいいとか言ってるんじゃないんです。中止するというその大決断をされたんだったら、その決断をわかってもらうためには当面答えを迫られたからやむにやまれず、お金がないから中止せざるを得なかったという言い方じゃあだめだと思うんですよ。

そうじゃなくて、その大英断の中に、財政的な理由だけではなくて先々をどういうふうに考えているのか、当面とりあえず中止ではなくて、当面とりあえず中止してじゃあ代替案を進めて合併処理浄化槽を進めていったら、ますますその下水道というのは私は引けなくなると思うんですよ。

将来にわたる、今後先々下水道をとるのか合併処理浄化槽をとるのかの二、三十年、あるいは半世紀にわたっての判断だと思うんです。それを仕切りましたと言わないと、これから先少なくとも市長が生きている間は挾間地域は下水道じゃなくて合併処理浄化槽でいいんだと、そういうふうな整備を進めていくということを描いてるからこっちの道を選びましたということ言っただけあげないと、ああじゃあちょっと待ってて、もうちょっと財政がよくなったらまた下水道引けるんだらうかみたいな話がぶり返してこないとも限らない。

そうではなくて、今最後の決断の時なんですから、その決断をするに当たってはやむにやまれず当面ではなくて、先々を考えぬいてこういうふうに将来を考えてるから決断しましたというのが私は首長の政治的判断だと思います。そういうことを言っていたきたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 住民の説明においては、中止の説明も十分していきたいと思いますが、其の中で今後の方向としては合併処理の方向でいきたいということは言おうと思っております。その方向を考えて中止にしたわけでありますけれども、その点についてはもっともっと練っていききたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 決断したからには、自信を持って言ってください。お金がないからどうしてもではなくて、先々考えて合併処理でいくんだと。それで、代替案をとって市民の下

水処理を万全を尽くしていきたいというふうに言わない限りは納得されないと思いますので、その言い方をぜひ市民に説明するときには注意していただきたいというふうに思っております。

入湯税とふるさと納税の話に移りたいというふうに思っております。議長のお許しをいただいて資料を配付させていただきました。入湯税の問題を先に取り上げたいと思います。

市長が言われましたように、入湯税は目的税であります。しかし、入湯税は本当に目的税足り得ているかということちょっとここでお伺いをしたいと思っています。

その前に、今市長が言われたこととかぶりますけれども、由布市の入湯税の現状がどうなっているかということちょっと調べさせていただきました。由布市の入湯税収入、平成16年、17年、18年で調べさせていただきましたけれども、大体年間1億二、三千万円ぐらい、ここ数年は横ばいもしくはちょっとだんだん減ってきているというのが現状のようです。

入湯税というのは目的税ですし、市長が言われましたように何に入湯税を使われているのかということ一番聞いていただきたいんですが、地方税法の701条に規定されているように5つの目的のために使うのが入湯税であると。環境衛生施設、あるいは鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てるため入湯税を課するものとする。

この5つの事業のためにとられているのが入湯税ですが、実際には、じゃあ由布市でその入湯税が具体的にどういうふうに使われたかというのは市長も言われるようにわからないというのが実態なんですよ。それはなぜかということ、一般財源に入れられてしまうからです。

一度一般財源に入れられてしまうと、お金に色がついてるわけではないのでほかの市税収入と一緒になくなってしまって入湯税が何に使われたかわからない、予算書を見ても決算書を見ても財源内訳のところに入湯税というふうなことは書かれません。目的税であるべきものが、本当に目的どおり使われているかどうかかわからないのであれば、目的税の意味がないと私は思います。

これは、由布市に限ったことではなくて、こういう入湯税の使い方をされていることについては問題ですが、国もそれで調査を行っています。毎年入湯税の使途状況に関する調査というのをやっていて、由布市もこの調査に対して調査表を出しています。

その調査表を入手しましたので、次のページにコピーをしておきました。多分、市長が先ほどお答えいただいた18年度の入湯税は、し尿処理施設に使ったとか消火栓設置に使ったというのはこの調査表をもとにして言われたのではないかなあというふうに思うんですけれども、この調査表には確かに入湯税の目的の5つの事業に沿って幾ら幾ら使ったかというのが書かれています。実際に、この表だとちょっとわかりにくいのでこの表をグラフにしてみたのがその右のグラフです。

この調査表によって見ますと、18年度は入湯税をどういうふうに使ったかということ、ほぼ

7割、67%を環境衛生施設の整備に使ってるんですね。し尿処理施設の償還負担金とかリサイクルプラザ建設負担金、合併処理浄化槽設置事業なんかに充てています。次いで、観光振興事業に30%ぐらい使っています。観光施設整備ですとか鉱泉源の保護、あるいは消防施設の整備にはほとんど使われていないというのが実態です。

さらに、もっとよくわかるのは、それぞれの事業において入湯税の充当率がどのぐらいあるかというのを示したのが下の図です。それぞれの事業費を100%として示したところ、入湯税がどのぐらい充てられているか。環境衛生施設の事業については、約4割を入湯税で賄っています。18年度については、鉱泉源の保護については充当していませんのでゼロです。それ以外の消防施設整備ですとか観光施設整備あるいは観光振興事業、これは100%入湯税で賄っているというふうに出ています。

しかし、これらの事業はもし由布市に入湯税収入がなかったらどうしてたんでしょうか。例えば、消火栓の設置なんていうのは100%入湯税で行っていますけれども、入湯税がなくてもこういう事業は一般市税から捻出しても当然やらなければならない事業のはずだと思うんですよ。

それを、100%入湯税を充てているということは、果たして入湯税の使い方がこれで適切であるのかどうかというのは私は非常に疑問が残るところだというふうに思います。

ただ、この自主財源である目的税をどのように使うかはそれぞれの市町村の裁量に任されてるわけですし、実際にはこういうふうに充当してると言ってますけれども、実はこれこのとおり使ってるかどうか限定できないんですよ。

というのは、繰り返しになりますけれども、実際に入湯税というのは一遍徴収すると一般財源の中に入れてしまいますから、そのお金を使ってこの事業に充てるということをしているのではなくて、実際には市が1年間に行った事業のうちことし入湯税として入ってきた1億二、三千万円分の金額と同じ金額をこの調査表の項目に当てはまる事業に記入しているだけのことなんですよ後から。

つまり、本来の目的どおりに入湯税を使用しているかどうかではなくて、ほかのお金と一緒に一般財源の中に全部入れてしまっただけで、全部のお金で事業をやった後に最後に国の調査表にこれこれこの事業に使った、この金額分使ったことにしましょうということで報告していることに過ぎないわけなんです。

こういう状況では、入湯税が本当に目的税として本来の役割が果たせていないんじゃないかというふうに言わざるを得ないと私は思うんですけど、市長これについてどう思われますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私は、この入湯税一般財源化して、そして先ほど言いましたこの5つの

事業に取り組んでいくということでありまして、これがこのように使われていくということはもう十分入湯税を活用していると私は認識しております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） それは、入ってきたお金を一般財源に入れたからその額を調査表に記入してるだけで、この事業のために入湯税をとってるということではないというふうに言い切る、といいますのは、これ18年度だけ出してますけれども、過去の16年、17年、18年のこの調査表を見ると使途事業がばらばらなんですよ。

例えば、合併処理浄化槽設置事業ていうのは、これ18年度に上がってますけど17年度は入湯税充当してないんですよ。充当してないというか、この表に記載してないんですよ。あるいは、消火栓設置補助金ていうのは、18年度と17年度には書いてあるけれども16年度には書いてない。

入湯税を使ってこれを行ったのではなくて、行った後に、いろんな事業の後にどれを入湯税で使ったことにしましょうかかって書いてるだけのことでですから、その数字を合わせるためにそれを上げているだけのことなのでね、そうなるんですよ結局。これは、やっぱそのシステムの問題ですよ。

私は、なぜこれを強く言いたいかということ、入湯税を納めているのはだれかということなんです。入湯税を納めているのは、市民ではなくて99.9%を観光で訪れているお客さんなんです。観光客が納めているお金なんです。そのことが非常に重要だと思うんです。であれば、入湯税はその納めている温泉を享受する観光客のためにきちんと使われなければ、目的税としての意味がないと思うんですね。

その納めてくれたお客さんに対して、1回おふろに入ったら150円もらうお金でこれだけの事業ができましたということをきちんと返さなければ、それが私は目的税の本来のあるべき姿だと思うんです。

そのためには、入湯税の自主財源を一般財源化するのではなくて、あるいは特別会計組むとか基金を積み立てるとか、使途をもう少し明確にさせるべき手だてが必要ではないかなというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 確かに、観光客が来ておふろに入ってその税金を納めてくれるということでありまして。観光客が出すし尿とか、あるいはごみとかいろんなもの、あるいは観光客のために景観をよくするとか、あるいは火災を防ぐための消火栓をつけるとか、そういうことはもう観光客のためにも十分あるというふうに私は認識しております。そういうことから、この入湯税が目的税でありながら違うことにとということやなくて、十分その目的を果たしていると私は認識して

おります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） いや、私は入湯税の使い方がけしからんって言ってるわけじゃないんです。観光施設だけではなくて、その消防だとかし尿処理のために入湯税使っていただくのは私は結構だと思うんです。ただ、それを納めてくれた人に、この目的のために使っていますということをしちんと明示して返せるようなシステムにしなければいけないということなんです。

これは、私はその入湯税をもっとほかの事業に使えとか何とかていうことを言いたいではなくて、一番言いたいののは税の基本ていうのは納税者へのサービス還元であるべきだと、そのことをしちんと明示すべきだということを一番言いたいわけですね。

観光客からもらったお金は、観光客のために使ってるということをしちんと明示して返すという、その手だてがないといけないのではないかなあということと言いたかったんです。

これは、こういう税の基本を踏まえて、ちょっと同じあの話になると思うんで、ふるさと納税の話に移りたいんですけども、ふるさと納税制度を導入したいというふうに市長は言われました。この制度がこの5月からスタートしました。

積極的に導入したらどうかということで、きのうの議員さんの提案に対して導入するということが、私は非常によかったなと思うんですが、ただその前にこのふるさと納税制度なる制度がそもそもどういう経緯でできてきたのかていうこと、ちょっと振り返ってみたいと思います。

もともとこのふるさと納税というのは、地方格差が進んで過疎なんかによって税収が減ってきたことに悩む地方自治体に、格差是正をするための新しい地方税制度だということで始まったと言われています。

市長も言われましたけども、一番最初に提唱されたのがどうも2006年の10月20日付に、福井県知事の西川一誠知事が日本経済新聞のコラムにこの制度を提唱したことが始まりだったというふうに聞いております。

その後、2007年の6月に入って、総務省も旗を振ってこのふるさと納税制度を導入しようということで、本格的な研究会を設置して委員会の議論が始まるやいなや、全国でいろんな賛否両論が巻き起こってきました。

特に、地方対大都市部で意見が対立して、マスコミでこの委員会で多分地方代表で宮崎県の東国原知事が出てきて、大都市部代表で神奈川の松沢知事でしたかね、が出てきて、何かこう二人を激論を交わせたところをおもしろおかしくテレビで取り上げたというのを私は記憶に新しいとこだと思うんですけども、概してマスコミをにぎわせたのは、地方はふるさと納税制度を歓迎で大都市部は反対だていう構造をおもしろおかしく取り上げていることですけども、私は私見を述べさせていただくと、このふるさと納税制度の是非に関する議論をすなわち地方自治と地方

分権をどう考えるかということに直結する問題だと思うんですね。

くしくも、このふるさと納税設置のための委員会の委員さんの1人が由布市在住の女性でしたので、当時私はその女性に、地方の人はこのふるさと納税を導入すれば都会からお金が回ってくるから賛成してるんだらうみたいな、そんな地方をばかにした意見が出たら毅然として異を唱えてくださいって言った覚えがあるんですけども、そもそもこれは地方格差で税収に悩む地方自治体の格差是正を推進するための新税制制度だって言われますけれども、実態は国が地方交付税を減らして地方に回すお金がなくなったんだから、今度は地方の間でお金を回し合いなさいというふうなものですよ。足りない分は、地方同士で回し合ってください。私こんなに地方ばかにした話はないなあというふうに思うんですね。

実際、当時の議論でも、ここ数年地方交付税を削りに削ってきて地方が疲弊した上に、こういう制度を打ち出すような国の感覚が理解できないとか、こういうことするぐらいだったら地方交付税制度を見直すことを先にしろという議論があったと思います。

あるいは、ふるさと納税などは地方分権に逆行する最悪の発想だと、地方をばかにするなど言いたいという批判も出てたと思うんです。私は、全くそのとおりだというふうに思うんですが、市長はこのふるさと納税議論をどういうふうな観点でお考えになって見てらっしゃいましたでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今先ほど言いました、地方から地方で金のたらい回しという感覚も思ったこともありますけれども、私はただこれはもうふるさと納税していただける人がふえればいいなあという単純な考えでありました。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） それは、それで結局そういういろいろな議論があって紆余曲折があって、最終的にはさっき市長が言われたように、これは新しい地方税制度でも何でもなくなって、ふるさと納税と名はついてますけども、結局は結果的に寄附金制度と税額控除を組み合わせただけの制度に成り下がってしまったんですね。

要するに、根本的な地方税の格差を是正するための新しい制度でも何でもない、簡単に言えば、単に寄附に対する税額控除の額を5,000円まで引き下げただけのことなんです。そうでなければ、これ税制度としても問題があるわけですね。

先ほど市長が幾つか上げられましたけれども、あときのう総合政策課長もこの制度のデメリットが幾つかあると思うって言われてましたけど、もちろんそういうデメリットもありますけどその前にこれが税制度としては決して成り立たないという決定的な欠点があるということ踏まえておくべきだと思います。

1は、その税の本質論、原則を危うくするものだけということです。地方税ていうのは、応益負担が原則であるはずですから、安易にこの原則を破棄するのは危険ですし、住民税というものはその自治体に住むことで受ける住民サービスの対価としてとらえるべきものであるので、それをほかの自治体に回すということは住民税制度そのものを破壊し兼ねないということだと思えます。

そういう批判を受けて成り立っている制度であるので、そのことを受けて導入するかどうかということを私はきちんと考えるべきだと思います。こういう批判を受けながら、この制度がスタートしているのはなぜかという、もはや地方税制度ではなくてこれは単なる寄附に対する控除、税額控除システムとして導入されるべきものだからだと思います。

由布市としても、ぜひこのふるさと納税制度を導入したいというのは結構ですけども、決して導入するなと言いませんけども、導入するのであれば、この税の原則と寄附ということはどう考えるのかということを中心に受け皿になる自治体が考えておかないといけないと思います。

そこで、改めて市長に3つほど伺いますけれども、導入するのであればこの税と寄附のあり方というのをどう考えて導入されるおつもりなのかということですね。あるいは、じゃこの税制度か寄附制度か知りませんが、この制度によって入ってきたお金を実際に目的税として受け取るのか、あるいは一般財源の補充財源として受けとるべきなのか、ここは明確な意思を持って先に用意しておかなければいけないと思いますが、市長はどのような形で受け取るおつもりか。

それから、3つ目は、これはきのうの同僚議員さんも質問されていてちょっと明確なお答えなかったんですけども、税だろうが寄附だろうが入って、少なくとも由布市のためにということといただくお金であれば、どういう目的のために何に使われたのかということを中心に具体的なメニューとして事前に提示しておかなければいけないと思いますし、さらにはそのメニューどおりに実際使われたかどうか分かる仕組みをつくっておかなければいけないというふうに思います。

そのためには、基金条例をつくるなりあるいは特別会計を組むなりしなければいけないというふうに思うんですが、それはどういう受け皿をつくるつもりなのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど申しましたように、入ってくれたらいいなあという感覚の段階を抜け切っていないでありますけれども、税と寄附で受け取るという状況、そしてまた、何やったかな、どのような形で受け取るかということですが——ちょっと私もちょっと聞き取りにくかったんですが、税として受け取るか寄附として受け取るかということなんです。

これは、ふるさと納税でないけれども税として受け取る方がいいんじゃないかな。そしてまた、何と言いますか（発言する者あり）そうか（発言する者あり）ちょっと私、さっき答えたとおりの

でいいなあという感覚しか受け取ってないんで、ちょっと課長に。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えをいたします。総合政策課長でございます。今、議員の御指摘がございましたように、結果として導入しようとするものは税ではございません。あくまでも寄附金として受け入れるということでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 濟いません。私市長一方的に追い詰めようとしてるんじゃないんです。市長がね、ありがたい寄附が回ってくればいいなあ、ありがたいから導入したいなと思ってるっていう気分はすごくよくわかります。だけど、導入する裏には、そういう税制度とかこういう寄附の受け方についてしっかりと自治体考えとかなきゃいけないですよてことを言いたいですね。

今、総合政策課長が寄附として受け取ると。であれば、寄附金を一般財源に入れるのかどうかですね、そこはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えをいたします。昨日の答弁でも申し上げましたが、これは基金として積み立て、そして一定額に達したときに事業化するという方向で、現在まだ検討の段階についたような段階でございますので、具体的などこまでは現段階ではお答えをできませんけど、今までおっしゃられた議論の一般財源化ということはもう毛頭考えておりません。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 入湯税と一緒に聞いたというところを、この質問したということをやちょっと強く受けとめていただきたいと思います。

今回の質問として私が聞きたかったのは、税というもののあり方を通してどういうふうに地方自治を考えるのかということをやちょっと考えていただきたいということなんです。

自分が納めたお金、あるいは自分が払ったお金が、どういうふうに、何のために、幾ら使われたのか、それを明確にすることが税の基本だというふうに私は思っておりますし、それが自治の基本でもあるというふうに思います。

そのためにも、もちろん市民からいただいた税については予算と決算の状況を徹底的に情報公開して周知することが大切だと思いますし、さらには自分の納めた税をどういうふうに使うのかという、その使い方を選択する機会を設けることも重要だと思います。

そういう意味で、ふるさと納税が事業メニューを提示してこういうことのために使うんですよ、だから寄附してくださいと、選択、税金による投票だというふういきのうの議員さん言われたけれども、そういう選択をさせるという機会を設けるということが重要だというふうに思いま

す。そういう選択の機会の提供例としてふるさと納税をとらえるのであれば、私は非常に理解できるところです。

さらに、ちょっと御紹介しますと、こういう市民が払う税金の使い道を選ぶという機会をもっと大胆に提供している自治体の例ももう既にあるんです。お手元にお配りしている資料の反対側から見ていただきたいんですけども、市川市で行われている市民1%税条例です。

1%支援制度というふうに言われまして、もう導入して4年ぐらいになる、これ以前にも私多分ここでこういう制度がありますということを紹介したので詳しい説明は避けさせていただきますけれども、同じような制度を先ほど同僚議員さんが情報くれたんですが、大分市でももう既に始めるそうです。大分市も、1%条例、1%制度を導入するそうです。

これ、要するに納税者である市民が、自分たちの市民税の1%をどの団体の補助に使えるかというのを選べるんですね。そういう制度で、納税者が自分の1%充てて支援したい市民活動団体選べるわけです。もちろん、事前にきちんと審査をして登録をさせた上で、自分の1%はあの団体の活動の支援に充ててくださいということを選んで市民税を納めるということなんですね。

この制度は、納税者が自分の税金の使い道を自分の意志で決めるという点ではふるさと納税と同じですけども、ただふるさと納税は自治体から自治体にお金を動かす、官から官へお金を動かすのに対して。この市民1%税条例というのは官から市民団体、民の方にお金の使い道移しているという点が大きく違うんじゃないかなというふうに思うんです。ふるさと納税導入の先には、こういう官から官へのお金の導入だけではなくて、民の方に移す制度もあるんだということを知っていただきたいと思います。

というのは、私は自治の原点というのは要するに金と権限だというふうに思っております。お金と権限のあり方がどういうふうにあるべきかというのが、どういう自治のあり方を目指すのかというのを問われることだと思うんですね。

本当の地域自治、本当の地方自治を目指すのであれば、私はお金と権限というのは自治の主権者により近いところに返していくべきものであるというふうに思っています。

お金と権限を自治の主権者の近いところに返すというのはどういうことかということ、税金としていただいたお金を行政サービスの形に変えて納税者にきちんと返すシステム、あるいは税を納めてくれる人がそのお金の使い道を自分で選べる機会をちゃんとつくる、その自分で選ぶ権限というものをきちんと自治の主権者に返すシステム、こういうことを新しい地方自治には求められているんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう意味でも、ふるさと納税導入するにしても結構ですし、それから入湯税を観光目的のために使ってるというのも結構です。ですけども、私はこういう施策一つ一つの中にお金と権限をどこにどういうふうに配置するのかと。その先には、地方自治と地域自治というものをどう

いうふうを考えるのかというのが問われる問題だと思うんですね。

ちょっと演説調になりましたけれども、市長はふるさと納税何かこう都会からお金が入ってきて棚からぼたもちでありがたいなあと言ってるだけではなくて、由布市のふるさと納税導入はその納入してくれる納税者のためにこういう選択と、それからお金をサービスにかえて提供すると、それが自治の原点ですと、選択とお金を返しますからあなたたちが決めて使ってくださいと、そういう地方自治の精神を持ってこういう制度を導入してるんですよということぐらい言っていたきたいというふうに思うんです。

市長、ここまでお聞きいただきましてどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 勉強になりました。そういうことを十分納税者に話ができるようになりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 何かちょっとしゃべり過ぎましたけれども、基本的にはお金と権限をきちんと主権者に返していく、そのプロセスに行政の仕事があって、それでこそ私は本当の自治が生まれるというふうに思っています。

そういう理想論をどういうふう to 実現するかというのは、例えばふるさと納税を導入するときの考え方を示すこととか、あるいは入湯税の使い道をきちんとその納税してくれた観光客に返せるシステムをつくることとか、あるいは地域の権限、決定権をきちんと地域審議会の中に置くこととか、そういう一つ一つの政策の中にそういう新しい地方自治を目指す取り組みをあらわせると思いますので、ぜひ今後の施策の展開に期待して質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三重野精二君） 以上で、1番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は3時15分とします。

午後3時05分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、2番、高橋義孝君の質問を許します。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋義孝君です。ちょっと、天候がどんよりしてきましたけれども、きょう最後、さわやかにいきたいというふうに思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、市民の代表の1人として通告に従い一般質問を

させていただきます。

質問に入る前に、ことし4月に市職員でありました秋吉洋一氏が2代目の由布市副市長として就任をされました。副市長におかれましては、これまで職員としての御努力に対し深甚なる敬意を表するとともに、今後も（発言する者あり）由布市発展のためますます御活躍いただきますことを祈念申し上げます。引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、しばらくの間おつき合いをいただきまして、後ほど御意見御批判をいただければ大変ありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、由布市総合計画、ちょうど総合計画が策定されて1年が経過いたしました。その中の安らぎ・未来YUFUプランについて、御確認も含めて質問させていただきたいと思います。

まず1点目、保健・福祉の充実についてでございます。由布市総合計画の基本構想にも掲げられている、だれもが安らげる仕組みのまちづくりについてお伺いをいたします。

1点目として、市民が心身ともに健康で安心して暮らせるよう支援し、保健、医療、福祉の総合的な連携のとれたサービス提供体制の構築を目指すというふうに規定をされております。

これについては、だれがどのように取り組まれているのか、現状これまでの取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。また、具体的にはどのような体制を構築しようというふうに考えておられるのか、これもあわせてお伺いをいたします。

もう1つ、保健、医療と地域福祉はどのように推進されているのかも伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、2点目でございます。生涯を通して、市民一人一人に適した健康づくりや、湯布院地域が推進してきた温泉を活用した健康と保養のまちづくりのように、各地域において地域の特性を生かした健康増進を推進するというふうに規定をされております。

これについても、だれがどのように取り組まれているのか現状についてお伺いをしたいと思います。また、各地域とはどのような地域を指し示しているのかお伺いをいたします。

仮に、挾間地域、庄内地域、湯布院地域という地域であるとするならば、それぞれの地域特性が何であるというふうにお考えなのか、そしてどのように生かされているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、3点目として、高齢者が地域で安心して暮らせるように、福祉、介護支援のネットワークを充実し、福祉、介護事業の支援を推進するというふうに規定をされています。

これについても、どのように取り組まれているのか、これまでの取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

4点目、だれもが安らげる仕組みのまちづくりにするためには、行政や関係機関、地域住民がさまざまな立場から意見交換を行い、連携して今後の地域医療と福祉の安心安全を考えていくこ

とが重要であると私は考えております。

そこで御提案ですが、例えばことしの4月に相次いで計画が示されました由布市地域福祉計画、地域福祉活動計画及び由布いきいきプランを策定された委員構成などを参考にされ、仮称ですが安らぎ・未来YUFU協議会のような体制を構築し、持続的な取り組みを行っていくことが求められているというふうに考えます。どのようにお考えであるかお答えをいただきたいと思います。

大題目の2点目であります。青少年の体育振興についてお伺いをしたいと思います。

1点目、活動への支援についてはどのようなものかということをお伺いしたいと思います。本年平成20年第1回定例会の文教厚生常任委員会の委員長報告でも指摘されている、児童生徒に対する支援策についてどのように見当されたのか、合議制の教育委員会の取り組みなども含めてお伺いをしたいと思います。

2点目、青少年健全育成と体育振興についてお伺いをいたします。改正されました教育基本法第2条、教育の目標の中に、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな心身を養うことと規定をされております。また、スポーツ振興法第8条にも、青少年スポーツの振興が規定されていますが、具体的にはどのような方針でどのような施策をお考えであるかお伺いをしたいと思います。

再質問については、自席のほうにて行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、2番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安らぎ・未来YUFUプランについての福祉の充実についてでございますが、由布市総合計画の基本構想に掲げられておりますだれもが安らげる仕組みのまちづくりにつきましては、健康は豊かで充実した人生を送るための基本でありまして、市民すべての願いであります。

昨今、急速な高齢化が進む中、私たちの健康を脅かす疾病、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、少子化、核家族化の進行により子どもの健康や食生活の問題が深刻化し、それらが健康な生活の営みに支障を与えております。

そこで、市民の皆さんがこの時代を健康で明るく元気に暮らしていくには、安心して妊娠、出産、育児ができるとともに、若いころから生活の自己管理と生活習慣病予防を実施し、高齢期には生活の質を上げ、安心して暮らせることができる地域づくり、支え合いづくりが必要であると考えております。

1点目の、市民が心身ともに健康で安心して暮らせるよう支援し、保健、医療、福祉の総合的な連携のとれたサービス提供体制の構築を目指す現状についてお答えをいたします。

まず、妊娠、出産、子育て期につきましては、安心して出産、育児ができるよう保健師、看護師等の専門スタッフが母子健康手帳の交付を通じて妊娠中の生活や体調の変化に伴う相談等を行

い、妊婦健診時の医療費助成制度の紹介もあわせて説明を行い、不安なく過ごせるようかかわりを持っております。

また、市内の医師会、歯科医師会、在宅医療看護スタッフ、母子保健推進委員、読み聞かせの会等の支援を受けながら、乳児健診、1歳6カ月児、3歳児の健診を行い、心身の発達健康相談、育児相談指導等を実施しているところであります。

訪問活動につきましては、保健師や助産師が新生児期に訪問し、育児相談や心身の管理を行い、昨年度は125名の新生児を訪問しております。

乳幼児健診、赤ちゃん訪問等は、地域の医療看護スタッフ、地域子育て支援団体との連携により実施をしております。地域では、乳幼児教室として子育て支援センター、保育所、母子保健推進委員との連携を取りながら、一緒に乳幼児教室、サークル活動を行っております。

次に、保育について御説明を申し上げます。生後3カ月から小学校入学までの間、家庭で保育ができない児童を保育園に預けることができます。家庭で保育できない児童については、児童の親が家庭の外で仕事をする場合や家庭内でも家事以外の仕事をする場合、また家庭内に病気のいる人や障害の人がいるために児童の世話が十分できない場合に保育所へ入所することができることになっておりまして、由布市内の8保育所に712名が入所し、市外保育所へも15名が通園をしております。

一方、家庭で保育ができる児童に対しましては、親子を対象として子育て支援センターや児童館において親子サークル活動事業を実施しております。また、おおむね小学3年生までを対象とした放課後児童クラブでは、市内10クラブ、312名が登録し実施しております。

さらに、生涯学習課では、放課後子供教室を市内の小学校や公民館など16カ所で開催をしております。その他、児童福祉施策として、乳児医療助成事業、児童手当がありまして、ゼロ歳から小学校6年生までを対象として支給を行っているところであります。

学童期につきましては、学校保健、子育て支援、健康づくり、福祉支援等の主管課が一緒に情報の共有を図り、情報交換を行ったり役割分担を行いながら見守り支援体制を行っております。

成人期につきましては、高齢になっても住み慣れた地域で元気に自分らしく暮らせ、自分自身が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康教室、健康相談で健康情報を提供し、学習の機会を図っております。

受診しやすい健康診査体制をつくるために、従来の健診方法の地域巡回型の集団検診とかかりつけ医で健診する個別健診の併用をしております。健診後は、かかりつけ医や集団健診の健診結果に基づいて結果説明会を開催し、生活習慣について振り返りをしてもらい、健康な暮らしをするために保健指導を行っているところであります。

今年度より、特定保健指導として内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣の改善指導が行われるよ

うになり、個人の生活習慣の見直しを保健師が個人指導により対応を行っております。

まず、食生活の改善では、食生活改善推進協議会が地域の組織活動として食生活を通じた健康づくりの活動を展開しております。また、運動を通じた健康づくりを行うためにヘルスアップリーダーの養成を行い、活動の強化を図っております。

高齢者に対しましては、介護予防事業、生きがい支援事業として社会福祉協議会と連携し、健康ふれあいサロン、老人クラブへの支援を行い、運動指導や栄養指導により高齢者の心身の状態悪化を防ぎ、介護予防に努めております。そして、総合相談窓口としての機能は、地域包括支援センターが担っております。

また、健康づくりにつきましては、地域保健委員会の活動を通して協議をし、医師会や関連団体とともに連携を深め、地域ネットワークを構築しながら健康づくりを推進していきたいと考えております。

2点目の、地域の特性を生かした健康増進の取り組みの質問でございますが、健康であることはすべての人の願いであり、健康は市民一人一人が幸せを実現する重要な条件であると思っております。

湯布院地域では、健康温泉館施設があり、温泉を利用した健康づくりが市民に定着し、健康増進に、あるいは介護予防に大きな成果を上げていることは議員御承知のとおりでございます。

当施設では、水中運動療法事業として、健康教室、健康体操教室、水中きらきら会教室等を開催し、それぞれの教室の活動発表や健康温泉館の交流事業として、温泉を利用した健康づくり大会である健康温泉サミット事業を実施しております。

生活習慣病、腰痛、肩こり、ストレスなど、いろいろな症状を持った人たちが利用し、保健師が入水前後の健康チェック、健康相談、水中運動指導を行っております。また、利用者にはかかりつけ医が要ることから、医師と保健師が連携し、健康管理、療養と疾病予防との側面から改善がなされているところであります。

挾間、庄内地域の利用者は、延べ人員であります挾間地域167名、庄内地域114名の利用者があり、徐々にではありますが見えてきております。

挾間地域には、未来館にトレーニングルームが設置され、B&G海洋センターでは水泳や水中ウォークで個人が健康づくりをできるように環境整備が整っております。庄内地域には、自然の中で軽スポーツ、ウォーキング、散歩などが楽しめる施設がございます。

健康は、周りの環境に大きく影響されるものであり、従来の活動に加え地域活動の一環として、地域で暮らす一人一人がともに支え合いながら健康増進を図ることが重要であると考えております。こうしたことを踏まえ、市報、チラシなどに施設情報を掲載し、由布市民へ紹介をしたいと思っております。

3点目の、福祉、介護事業の支援を推進する取り組みについての質問でございますが、社会福祉協議会において高齢者の実態調査が毎年実施されておりました、要援護高齢者などを把握しております。市がこの実態調査情報を社会福祉協議会、民生委員と共有し、災害時での対応や地域での高齢者の見守り体制などの強化を図り、対応したいと考えております。

そのほかに、要援護者の把握につきましては、本人からの申請による手挙げ方式、関係機関が直接働きかけて本人の同意をいただく同意方式や、双方を併用する方法などが考えられております。

緊急連絡装置の設置や、今年度より高齢者見守り事業を老人クラブに委託をしており、さらに3地域に設置視した包括支援センターにおいて老人クラブや民生委員と連携し、それぞれの地域で介護予防に関する普及、啓発や、各種の保健、福祉介護サービスを総合的に受けられるように情報提供や連絡調整などを行っております。

4点目の、だれもが安らげる仕組みのまちづくりのためは、さまざまな立場から意見交換を行い連携していくことが必要であると考え、協議会のような体制を構築とのことですが、現在由布市には地域保健委員会が設置されております。

この会の事業内容につきましては、地域社会における健康、医療及び福祉事業の調査研究、健康教育及び福祉教育の普及、その他目的達成に必要と認めた事業であり、関係行政機関、関係医療団体、その他の関係団体、地域組織並びに学識経験者の83名で構成され、委員会は8つの小委員会に分かれております。

議員の御質問のように、意見交換を行うことのできる体制づくりを既存の委員会で対応するのか、新しい委員会を設置して対応するかについては、今後検討してまいりたいと思います。

以上のように、質問に沿って子育て支援、高齢者福祉、地域福祉、保健医療について、それぞれの状況やその取り組み状況や内容について御説明をいたしました。各部署ごとの実施している施策につきましてはおおむね充実をしております、それぞれのサービス提供はなされているものと思っております。

市の福祉介護部門と社会福祉協議会、包括支援センター、介護施設との連携や地域高齢者に対する対応は、制度の上からも図られておるところであります。

一方、医療と保健に関しては、成人や高齢者などを対象に実施している健康診査でのデータの提供や、子育て期においての乳幼児健診や予防接種などを通じて医師とのかかわり合いの中で連携をしていると思われま。

保健、医療、福祉の連携のとれたサービス提供体制の構築につきましては、現在のところ制度の上ではそれぞれ分野ごとでの連携が考慮されておりました、現在設置されている委員会などについても関連のある委員によって構成され、運営を行っております。

由布市の福祉保健事業においては、健康福祉事務所長がサービスの提供体制の中心となり事業を実施しております。本年度から、特定健康指導業務が新たに始まり、保健師が主になって取り組みをしておりますが、1年間を通じてその経過や対応について精査を行い、今後の方策について考えるとともに、地域保健委員会においても同様に保健、医療、福祉の連携についていかにあるべきかを御議論いただきたいと思っておりますのでございます。

私からは以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 2番議員の高橋義孝議員の第2番目の質問の青少年の体育振興についてお答えをいたします。

まず1点目の、平成20年第1回定例会でも指摘されている児童生徒に対する活動への支援について、どのように検討されたのかについてお答えをいたします。

由布市におきましては、青少年の体育振興を図るため、スポーツ少年団が市の体育施設を使用する場合や市内の小中学校が中体連等の行事、あるいは部活動で使用する場合につきましては、施設使用料を全額免除といたしましてスポーツ活動の支援を行っておるところでございます。

また、全国レベルの競技大会に出場する小中学校生に対しましては、補助金交付規則によりまして旅費の一部として30万円を限度として補助を行っておりました。今後とも継続してまいりたいと考えております。

議員御指摘の市、県レベルの競技大会への補助金の交付及びスポーツ振興基金創設につきましては、現状では財政的に困難な状況であると考えておりますが、趣旨につきましては十分に理解できますので、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の青少年の健全育成と体育振興について、具体的にどのような方針で、どのような施策をお持ちであるかについてお答えをいたします。

青少年が、心身ともに健全な人間に育つためには、スポーツの振興は極めて重要であるわけでございます。このため、由布市教育委員会といたしましては、青少年のスポーツ振興におきまして公民館主催行事として、挾間、庄内、湯布院地区において、少年少女ソフトボール大会や健康マラソン大会、スポーツレクリエーション大会等のさまざまなスポーツ大会を実施いたしておるところでございます。

また、スポーツ少年団のより一層の振興育成に向けまして、スポーツ少年団指導者連絡会を開催して組織の強化を図りながら、指導者の養成確保に努めておるところでございます。

今後は、生涯スポーツの振興に向けまして多くの子どもたちが日常的により一層スポーツに親しめますよう、総合型スポーツクラブを設立いたしますとともに、スポーツ振興計画等の策定に取り組み、スポーツのより一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ちょっと順を追って再質問させていただきたいと思います。

実は市長、第1点目の総合的な連携の取れたサービス提供体制の構築ということをお聞きしたかったんですけども、各個別の事業の実施に関しましては、私は文教厚生常任委員会に所属しておりますので今説明されたことは十分承知をいたしております。

そういったことが、どのように総合的に連携をとってサービス体制というのが構築されるのかというところをお聞きしたかったんですけども、実は平成18年の第3回の定例会でも同様の質問を私させていただいております。

この時市長は、地域包括支援センターを活用して保健、福祉、医療の中核的機関として関係機関との連絡体制構築し、積極的に活用すると。この時は、包括支援センターがオープンしまして、あれは18年の4月でありましたから間もない時期であったかと思えます。

その当時は、市長はこの包括支援センターを大いに活用して、ここがさまざまな関係機関との連絡調整を担うんだというふうな感覚をお持ちだったんだろうと思うんですね。

その後、もう運用から約2年とちょっとが過ぎましたが、当時そういった御答弁をされているんですけどもいかがですかね、実態として包括支援センターがこういった連絡調整機能を果たしてるのかどうか、その辺が把握できてるのかどうかちょっとお伺いしたいというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう形で当時は発足をしたと思いますけども、その後の状況については私ちょっと把握してないんで、所長がわかれば。

○議員（2番 高橋 義孝君） いいです、議長。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、これ市が委託をしている事業でありますので、やはりその辺の実態はきっちり確認をしていただいて、社協の会長退任されたということもあって実態がなかなかつかめないということもあるのかとは思いますが、今社協が全国でも、地域包括支援センターが全国でも注目をされて設立をされたわけなんですけれども、ふたをあけてみますとケアプランの作成事業にもう日々追われまして、プランセンターだというふうに言われているんです。

それは、どの社協、地域包括支援センターの職員も、本来はそれだけが業務じゃなかったはずだということで、高い志を持って皆さん地域包括支援センターに勤めてらっしゃるんですね。

地域包括支援センターというのは何かということ、原点に戻って御説明しますと、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスを初めさまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要があります。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、地域包括支援センターを設置しますということになってるんですね。

この中も見て、もう皆さんも御存じのとおりですけど、多面的制度、横断的支援の展開というのが包括支援センターの大きな役割としてあったんですけども、結局はケアプラン作成に追われてここまでやっぱり手を出せてないというのが今現状なんですね。

だから、私市長が一番当初、18年の第3回の時に言われたその答弁は本当に的を得ていたんだなあというふうに思ったんですけども、実態としては今それがなかなか活用できてないんですね。そういう実態をお聞きになって、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） もう、私が社協の会長時代も地域センターはとにかくケアプランの作成で人が足りたという状況で、この前の私がいる時にもそういうケアプランの作成でちょっといろんな不手際があったということもあります。

とにかく、ケアプランをつくることで精いっぱいであったというふうに私も認識しておりますが、そのことは一つはそういう要介護者のケアプランをつくっていくということで、住みなれたことには少しは関係してると思うんですけども、それ以外のことは全くできてないと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、これは本来市がするか委託をするかということですので、実施主体は自治体にあります。責任も自治体にあるんですね。市長もそういうふうな御感想をお持ちであると。

私、社協にぜひ頑張ってもらいたいんですね。各3地域の包括支援センター、今たびたびおじやましますと、皆さんやはりすごい激務の中でもうやはりそういった機能がある、それは本来果たしていかなくちゃいけないんだということと、日常の仕事に追われてやっぱりジレンマを抱えてねんですね。

今のやはり委託の料金でありますとか社協の体制でありますとか、そういったことを考えますと安定的な運営というのは非常に私は困難であると思うんですね。ですから、本来は実施主体が市でありますので、今の委託金額をもっと見直して、充実を、もう少し支援をしていくとか、人的配置をしてそういった地域包括支援センターを支えていくとかですね、何かもう具体的な支援をやっつけていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに私思ってるんですけど、その点に関して市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういうことを今考えてなかったんですけども、包括支援センターの中身についてももう少し検証していきたいと思います。今回、支援センターから看護師を市の方に、で、臨時の看護師入れたわけでありましてけれども、もう少しちょっと状況を見てみたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、ぜひ状況を見ていただいて支援を私はしていく、もちろん本来実施主体は市でありますので、そこをしっかりと踏まえて私は支援を強化していただきたいなというふうに思います。

それともう1点、18年3月の時、またその地域包括支援センターの運営協議会を今後の医療、福祉の安心安全体制づくりへの御提言をいただく協議会としても活用したいというふうな御答弁をされてるんですけども、私今までの地域包括支援センターの運営協議会のレジュメ等を見させていただきましてけれども、この協議会もやはりそこまで手は回らないと。

やはり、その包括支援センターの運営がどうであるとか、地域密着型サービス事業の指定がどうだとかですね、そういう事業実施についての提言しかやっばできてないんですね。

本来は、そこにはいろんな人が入ってますので、こういった運営協議会を本来の目的に戻して私は活用していく必要があるんじゃないかなあていうふうには思うんですけども、その点市長いかがお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 2番、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

包括支援センターは、議員さん御指摘のように、設立当初3地域に生活圏域ごとに設置をして運営をするということでございます。総合窓口としての機能を果たす役割を担っているということで、医師会ですね、当時の医師会、施設側からそういう支持をいただいて開設したわけでございます。

今おっしゃいました包括支援センターの運営協議会、これにつきましては今年度策定をいたします介護の保険計画並びに高齢者福祉計画、この策定委員がそのまま兼ねるということになっております。

その中で、今後の包括支援センターのあり方だとかそういう地域間の福祉とか医療のあり方を審議をしていただいて計画を練るということでございますので、その結果を待って対応したいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。それと、市長が先ほど言われました由

布市地域保健委員会、これは市長が会長でありますね。もちろん、この委員会旧大分郡からずっと引き継がれていきまして、もう健診等についての対策については県下一というふうなことを言われております。

しかし、これはやはり専門的立場の医師でありますとか保健師でありますとか、専門的立場の方たちがより専門性を持って健診をやっている、それにはどういった対策が必要かというやはりそういう対策についての協議が私は主であると思います。それは、私はとても特化していいと思ってるんですね。

ですから、こういった専門性のある方たちと例えば地域の実情がわかっている地域包括支援センター運営協議会であるとか、本当にサービスを受けているお年寄りの方であるとか若者の方であるとかそういった方がやはり一堂に会して、きょうも同僚の田中議員が健診について言われてました。健診項目がちょっと減ったんじゃないか、こういう細かいことに気づいてくださるということは非常にありがたいことだろうと思うんですね。

市民の方が、一々健診項目が減ったんじゃないかということをかかりつけ医に一々一々ばらばら言うのではなくて、定期的にそういった会を設けて、ちょっと項目減ってるみたいなんですけどどうなったんですかということ皆さんでやはり情報を共有して、ああそれはこうこうこういうことだからやはり項目ふやしていこうじゃないかという、そういったイメージの私は協議会が必要じゃないかなというふうに思ってるんです。私のイメージはそこです市長。

それと、いろんな計画がことし目白押しでできました。まず、由布いきいきプランこれが4月に提案をされてます。それと、これですね、由布市地域福祉計画と地域福祉活動計画、それと先ほどから出てます、ことしもう3カ年で終わる由布市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これが先ほど福祉事務所長言われました見直しで、来年からまた新しくなると。

こういった3つのものが重なり合って、由布市の総合計画というものが成り立って、この上にこういうものが成り立っていくんだなあというイメージは私にもよくわかるんですけどね。ここが、今ばらばらなんじゃないですか、連携がとれてないんじゃないのかなというのを私はお伺いしたかったんです。御提案をしたかったんです。

なぜかと申しますと、この由布市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画については、進行の管理ということについては若干触れられてます。ですけど、この2つの計画については今後5年間の計画でありますけれども、策定された委員会はもう既に解散されまして、どのように計画が進捗されて、1年間1年間ですね。それは、総合的に見てこの計画に沿ってなおかつ由布市の総合計画に向かっていってるのかなあということを検証する方がどなたもおられないんです。

であるならば、私は各こういった個別なところも当然職員の中で評価されていいとは思いますが、やはり第三者の意見をお伺いしながら計画を見直して検証するということが求められ

ていると思いますので、若干でも委員を残して、ことし1年間この計画に沿ってこういうことやってきましたけどいかがですかねえということを毎年毎年積み重ねていけば私は積み重なっていくと思うんです。

毎年毎年やりっ放しでやっていくと、本当にこの計画は目標に向かっていってるのかというのがわからないんですね。やっぱり、担当課の職員の人たちにしてみれば、その事業やはりこなしていくていうか絶対やっていくんだていう事業に目が向くんですけど、やはりどっかで木を見て森を見ずという部分が出てくると思うんですね。だから、森を見てくれる人を、そういう組織が私は必要じゃないかな、個別に言えばですね。

なおかつ、先ほど一番最初に提案しましたようにいろんな立場の人が集まって、私はもう堅苦しい協議会じゃなくていいと思うんですね。ざっくばらんにこういう計画今やってますけど、皆さん地域でいかがですかということをお聞きしながら、それぞれの立場でいろんな知恵を出していただく、そうすることによって住みよさ日本一のこの総合計画に私は近づいていくんじゃないかなと思うんですけど、市長御感想はいかがでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 事業評価と似てくる部分もあると思いますけれども、その評価は各職員がそれぞれこれまでやってきたとっておりますし、これまた積み上げですからなかなかそれを途中省いていくというのは難しい部分があるんじゃないかなと思います。そういうこともありますけれども、今議員提案の件についてもちょっと検討させたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、ぜひ御検討いただいて、先ほどから行政評価システムとかいうこと、ちょっと横文字が来ましたが、ちょっとややこしい感じが私はするんです。

ですけど、単純に計画に携わられた委員であれば、その計画が本当にイメージどおりにいってるのかどうかというのが私はわかると思いますので、そんな大人数要りませんので、個別の計画に関してもちゃんと評価ができる人を置いて、あと全体が見れる協議会みたいなものも必要じゃないかなというふうに思います。

なぜそういうことが必要かなあと思うと、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部施行ていうのが、これが平成18年6月21日付で交付されてるんです。これはもちろん県知事宛に行ってます。

でも、この一部改正法律が何を言いたいかといいますと、やはり地域医療対策について本当に地域地域、細かい小規模集落等についても、2次医療圏じゃなくて1次医療圏ですね、そういった中においても本当に患者に即した、患者のニーズに即した医療が提供できてるのかどうかというのを把握していく必要があるんじゃないかていうことを、そこをもっとしっかりしなさいてい

う法律改正なんです。

県独自には、この地域医療対策協議会というのが今でもあります。大分県には設置されています。この下部組織として、2次医療圏であるとか保険医療圏であるとかそういった分とは別に、下部組織として設けてもいいですよというふうにうたわれてるんですね。

だから、私は本来医療というのは大分県医療計画ということで県が主体を持ってやっていますが、やはり一番すんでる住民に身近な自治体がもっと県に働きかけて、私の自治体ではやっぱりこういったことに困ってますと、ここをどうにかしてくださいという働きかけを主体的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに主ってるんですけど、先ほどの協議会もそういったイメージで私はぜひつくられたらどうかなというのを御提案して、市長どのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） なかなか急、ぽっと答えが出てこないんですけども、今地域保健委員会が8事業についてそれぞれ取り組んで、由布市内のいろんな医療について網羅的に取り組みをしております。

その中で、こういう点が足りないじゃないかとかいろいろな意見も出てくるわけでありまして、その点について地域委員会の中で解決できない問題というのは我々も県の方にも持っていきたいと思いますけれども、今の時点でお互いのそれぞれの当事者の先生方が工夫し合って、そしてこうやろうやというふうに由布市内の医療についてはお互いが連携を取りながらやってる状況でありますので、そういう状況です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 私もそのとおりだと思います。市長、県に意見を持っていくときに、より地域の実態に即した意見が持っていけるようにするためにも、やはりこういった対策協議会というの私は今からの自治体にはどんどん求められてくると思います。それが今までは任意であって、県は任意で設置してたんですけども、それがもう法律で明確化されたということでもありますので、お知りおきをいただきたいと思います。

ことしの4月に、大分県の医療計画が5カ年で新しくなりました。市長、この中で僻地医療、無医地区、ない医療の地区というのがあるんですけども、由布市内に無医地区があると思われませんかでしょうか。由布市にあるんです。阿蘇野が無医地区というふうに県の医療計画で指定されてるんです、僻地医療としてですね。

この無医地区というのは何かというと、医療機関のない地域で当該地域の中心的な場所を基点としておおむね半径4キロ以内に人口50人以上が居住して、かつ容易に医療機関を利用することができない地区ということなんです、無医地区と言われてます。

これが、由布市内に1カ所だけですけれども阿蘇野で、県内に38カ所もあるんですけども、こういった本当に医療の安心安全体制が保たれてない地区ていうのが由布市にもありますよということをおは市長にも御理解いただきたいですし、そういった本当に弱者といいますかいろんな隅々まで私は目を配っていただきたいな。そういう人たちの意見を吸い上げて、それをもって由布市の医療、保健の安心安全体制はこうしていくんだ。

市だけではもちろんできませんので、2次医療圏、3次医療圏含めて県には医療計画の見直し
のときに要望していくとかいう、私はそういうことが今後求められてくると思います。その阿蘇野地区に関していかがですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私、阿蘇野地区無医地区とは思ってなくて、庄内全体というふう
に考えておりましたので今初めて知ったわけでありまして、今阿蘇野の栢の木あたりの中村あたりの中心地から庄内の診療所までが約二十二、三分だと思ひます。そういうことから考えたときに、私はそういうことを考えてなかったんです。距離がどのくらいとか、それから車の時間がどのくらいかということもわかりませんが、これちょっと勉強させていただきます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ。僻地医療支援機関病院というのもありますので、どうも地図上から見ると竹田の方が近いかなというふうな感じもしてあります。そういった指定もされてお
りますので、ぜひそういった由布市全域を見わたしていただいて、いろんな医療をやはり、安心安全の連携取れた体制を私は構築していつていただきたいと思ひます。

2点目の健康づくりについて、以前から文教厚生常任委員会の中では盛んにコミュニティバスをなんとか活用して、健康温泉館に市内の方に来てもらおうじゃないかと。それ何とかできないのかていうことを何度も何度もいうんですけども、その後何も音さたがないので多分何も検討されてないんだろ
うとは思ひますが、市長ぜひこれは御検討していただきたいと思ひます。

そして、もちろん来ていただくだけじゃなくて、由布市内には温泉療法医と温泉療法専門医ていう、これ全国でも有名な方が2名ほどおられます。厚生年金病院と岩男病院におられますので、そういった医師の方がおられますのでそういった方をまた、例えば挾間地域のどっかに派遣をして、温泉療法はこういうものですよということを構義したり健康づくりに役立ててもらおうとかです
ね、やはりそういった方は地域の資源でありますのでより活用を私はしていく必要があるんじゃないかと思ひますが、市長いかがでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今、コミュニティバスの利用者が1回に二、三人とかいうような、湯布院から庄内まで3人とか庄内から湯布院まで3人とかいうような状況でありますので、これ検討

してそういう温泉館利用したバスとかコミュニティも合わせた部分検討してみたいなと思っております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひお願いをいたします。ちょっと時間があれですので、体育振興の方に移らせていただきたいと思います。

先ほど、青少年の体育振興についてお伺い、スポーツ少年団については免除してますということですね。スポーツ少年団と指定されている少年団がどのくらいあるのか、ちょっとお教えいただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 2番議員にお答えをいたします。今、登録されている団体は18団体あります。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。まず、文教厚生常任委員会でどのような指摘をしたかというのはいもう多分皆さんおわかりだと思うんですけど、児童生徒の文化やスポーツへの取り組みに対する教育振興の一貫として、県体、中体、全国大会に出場することができた頑張った子どもたちに対し、補助支援の予算措置や基金創設を求める声が上がっています。

委員会としても、手だてを講じるべきということで、これは今御検討いただいているということですけども、教育長私ちょっと気がかりだったのは、また先ほどの前同僚議員のあれなんですけど、下水道と同じで財政が困難というふうなことを、この基金創設や支援ができないことの理由に私はしてほしくないなあというふうに思うんですよね。

教育には、お金と手間がかかります。そういったビジョンを持っていれば、私は何とか捻出していけるものだというふうに私は考えているんですけども、教育長いかがお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。スポーツ基金等県下を見ましてもかなりの市で設置をしておりますし、由布市においてどういう形でもできないかなということで今検討しておるわけでありまして、また市、県への出場への補助につきましても、今いろいろなところから情報を得まして調査研究しておるという段階でございます。できるだけ、子どもたちがスポーツ活動をより一層取り組めるように、支援できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 予算編成権はお持ちではありませんので、私教育長、市長とけんかを必要はありませんけども、けんけんがくがく討論していただいてその予算を教育委員会に

持ってくるぐらいのやっぱ気概を私は持っていたきたいというふうに、これはエールとして送っておきます。

それと、現在補助、全国大会などの補助が上限30万円の、旅費の3分の1ということなんです。せつかく予選を勝ち抜いて全国行くのに、旅費の3分の1しか出せないというふうなやはり自治体では、私は余り住みよさ日本一と誇れることができるのかなあというふうな感じがします。そこで、そこはぜひ前向きに御検討していただきたいというふうに思います。

それと、体育振興の位置づけが本当にもうあいまいなんです。総合計画の中を見ても、青少年の体育振興に触れているところなんか一つもないんです。青少年健全育成の中にも、体育振興、体育によって子どもたちを健やかに育てようという視点が全く欠落してるんです。

学校教育の中に至っては、体育振興なんていうことは一言も出てこないんです。私は、ことしの由布市の教育方針を見て、知、徳、体ということで、どんなことを書いてるのかなあと思って改めて確認をさせていただきました。

子どもたちのたくましい心身と体力の向上に努めますという項目にどういう施策があるかなと思ったら、体育の時間や休み時間等を活用して書いてるんです。たったこれだけなんです。体育の時間や休み時間、休み時間は休み時間ですから私は休ませた方がいいと思うんですけど、そこに体育振興を持ってきてるといふぐらいの非常に意識の低さがここにあらわれてるんですね。

私は、皆さんにぜひ思い出していただきたいと思います。何回もこれ持ってきますけどもね、昭和47年に旧湯布院町が青少年の町を宣言してます。私は、これ今はもう法定拘束力がないというのは十分承知してますけども、やはり今私たちは合併して現在と未来を共有してますけども、同時に私は先人が築き上げてきた過去も私は共有してると思ってるんですね。だから、道義的責任はこれに持ってほしいと思ってます。それで、何て言ってるかという、青少年の心身鍛錬のための体育活動を推進します、こういうことをちゃんと青少年の町でうたってるんですね。

旧湯布院町は、体育振興によって子どもたちを健全育成していこうという、これはでも挟間でも、私は庄内でも同じだと思います。どの地域でも、盛んにスポーツの振興されてます。だから、総合計画の中にそういう視点がいないというのはもう、ぜひそれ見直しをしていただきたいと思えますけども、教育長いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

総合計画の中に位置づけがないということでございます。いろいろこう読んでみますと、言葉としてはそういう表現はないようでございますけれども、全体的を含めた形での記述であると私はとらえております。しかしながら、いろんな方が見たときに、実際そういう言葉がないということになれば、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

私、スポーツ振興審議員も同僚の佐藤人巳議員と入らせていただいておりますけども、やはりスポーツ振興審議会のあり方、進め方というのも非常にお粗末だなあというふうに私は感じました。これもぜひ、この時にも青少年のスポーツ振興に関することは一切出てきませんでした。そういうニーズをくみ上げるような会議の進行の仕方でもなかったように記憶していますので、このあり方もぜひ御検討ください。

それと1つ、体育施設の使用料が今市民の間から、これも改定されて1年がたちました。いろいろ市民の間から声が出てきております。やはり、体育振興をする上で料金がどうも上がったんじゃないかと。体育振興を奨励したいのか、もう料金をとってやめさせたいのかがよくわからないというふうなことを言われるんですね。

私も、実態を調べてみたら、まず利用者区分に、よその地区を調べました。別府、竹田、九重、豊後大野、臼杵、津久見とか調べたんですけども、大体利用者区分に小中学生が1つ、高校生が1つ、一般が1つというぐらいに区別されてるんですね。由布市はというと無差別、無差別料金なんです。全部同じなんです。ここにもあらわれてるように、やはり小中学生であるとか高校生、青少年に対する体育振興の視点の欠落がやはりここに出てるんですね。

去年できました別府の市民球場、それすごく安いんですね。これで見ると、一般でも、土日利用しても9,450円、稲尾球場と言われる、あれが9,450円なんです、9時間利用して。由布市はというと1万5,120円とるんです。

子どもたちからもお金をとるし、先ほど免除申請があるというふうなお話でしたけれども、私は免除申請するぐらいであれば最初に条例の中に、青少年の体育活動については免除とすると。年に1回だけ申請を出しなさいと。後は申し込み申請だけでいいですよというぐらいの位置づけをした方がいいと思うんですけども、教育長いかがお考えですか。料金の体制のことだと市長かもしれませんけども、この実態について教育長どのように思われますか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） 御質問にお答えをいたします。

実際、どういう状況であるのか十分調査研究をいたしまして、検討すべきは検討してまいりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 利用者区分については、今御感想いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（二宮 政人君） お答えをいたします。

そのことにつきましては、やはり配慮すべき事項であるというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ちなみに、今脚光浴びてます九重町、あそこにも役場の横にいいグラウンドがありますね。小中学生はもう免除、最初から免除でうたってるんです。あそこは、乳幼児医療でもやはり免除、補助制度とってますよね。

市長も御存じのとおり、私はそこだと思うんですよね。幼、小、中、高、青年と一貫とした理念とビジョンがあれば、私はいい人づくりができると思うんですよ。やはり、乳幼児の医療制度には助成をしますよ、小中学校なったときには1年までこういう学級にしますよ、体育振興についてはどんどんやってくださいよというその一貫性がないと、今回の由布高校の問題にもつながりますけども、やはり人づくりでできないんですね。

だから、私はそこをぜひ視点をぶらさずに、やはり幼、小、中、高、大、大人になってまでもいろんな形で由布市は人づくりに力を入れてますと。青少年健全育成、子どもたちのためにはこういうことをきちっとやっていく、それはこれのためなんだということを私は明確にビジョンを示して施策をやっていただきたい、そういう連携が、一体的な体系が私は必要である、今求められていると思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に市長、先ほどの寿楽苑の問題もありましたけどね、私は福祉、医療、保健の安心安全という、どうも私ぴんと来ないんですね。結局、政府も今介護を国や自治体だけで担うのは無理でということで、介護保険に民間参入させたんですね。

それで、福祉の分野でも官から民というのが始まったんですけども、これ当時の竹中平蔵が、福祉は規制に守られた産業の典型だってやったんですけどもね。やった後どうなったかったら、もう皆さん御承知のとおりコムスンありましたですね、コムスンが参入をしてきたと。

彼は、もともと人材派遣会社の方ですから、そういう福祉に対しての志がなかった民間の人だと私は思ってるんですけども、結局民間の競争原理に任せたら何かこう見えざる手が働いても、ここに公共の精神やバランスができるていうのは間違いだていうのがこのコムスンのときにわかったと私思うんですよ。

今回、寿楽苑について私は、もう官で請け負わなくても民でできるじゃないかていうのがこの時の状況と全く同じだと思うんですよ。私は、もう困ったときに頼れるのは役場の人だていうのが私は市民の考えだと思うんですね、それが公だと思うんですよ。公共、公心だと思うんですよ。その公心を私はぜひ持っていただきたいと思うんです。それも、官ができないから民間に渡してしまえば何とかバランスをとってやってくれるだろうていうのはもう妄想であります。

結局、民に渡したらとんでもない人が不正を働いて、最後に犠牲になるのはやっぱ市民、住民

なんですね。だから、そこは政府が、国が自治体にやらせたことを今度は自分たちが住民に迷惑をかけるようなことは私はぜひやってほしくないなあというふうな感じがしてるんですね。その件に関して、最後一言市長。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これから高齢化の時代を迎えるわけでありますから、こういう老人施設とかいうのはどんどんふえてくると思います。それと、今コムスの例を出されましたけれども、あれは本当に営利を目的とした、福祉を語った営利者であると思います。

今、私どもが今度民間に委託するというところに、委託じゃなくて移管するとしても、選考委員会をつくって本当に良識を持った方々に委託をするという予定しております。民間がそういう営利を目的にということではなくて、コムスの場合は特殊な例であるというふうに私は認識しております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、やはり人がやることですから、特殊は特殊だと私も思います。あんなひどいことはなかなかないんですけども、やはりどうしても規制、官の規制がないととんでもない民があらわれるということだけはやはり肝に命じていただきたいというふうに思います。

市長、せんだっての議会の時でも言いましたけども、難局に当たる今だからこそやはり副市長とタッグを組んで、私はリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

これで私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） これで本日の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議は明日11日午前10時から、本日に引き続き一般質問を行い、終了後議案質疑を行います。

引き続き、終了後第1委員会室で議会運営委員会を開催するよう連絡があったと思いますが、委員各位は集合願いたいと思います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後4時15分散会
